

午前9時00分開会

○議長（山下 壽君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

ここで健康福祉課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） おはようございます。先日議案説明の中で、議案第54号一般会計補正予算につきましてその補足説明の中で間違った発言がございましたので、御訂正をお願いいたします。

18、19ページの障害福祉自立支援医療費240万3,000円のところを204万3,000円と発言したようでございます。お詫びして訂正をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（山下 壽君） 日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順といたします。

まず、米山知子君に発言を許します。

○議員（米山 知子君） 通告書に基づき質問をいたします。

川南町の人口をふやすにはどうしたらよいか、非常に大きな問題です。難問です。しかしながら、川南町の未来を考えるとどんなに難しくても考えてみなければならないことだと思います。

川南町の人口は昭和30年には2万170人で2万人を超えておりますが、その後人口減に歯止がかからず、現在では1万7,000人を切り、11月1日現在1万6,720人になっております。

国立社会保障人口問題研究所の資料によりますと、今から23年後の平成47年には、川南町の人口は1万3,328人に減少すると予想しております。人口減は、川南町に限らずどの自治体にも言えることではあります。何も対策を打たずに流れのままに進んでいるところと何かしようとして危機感を持って取り組んでいるところと、自治体によって差が出てきているように感じます。

川南町としては、人口減に対して仕方がないことだと人口減を受け入れていくのか、人口増とはいかないまでも少しでも歯どめをかけたいと思っているのか、一体どちらなのかを伺いたいと思います。

人口は、どの産業を活性化するにおいても基本となるべきものです。特に町の歳入に関しては税金や交付金にも影響してきます。人口をふやすには何をすればいいのか、すぐにできることは何か、また、長期的に目的を見据えた場合何をしていけばいいのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、交流人口をふやすにはどうしたらよいと思われませんか。町長はスポーツランド構想で交流人口の増加をうたっていらっしゃいます。

では、交流人口をふやすのは何のためでしょうか。川南町によいイメージを持ってもらうことで、町内産の農産物や商品の販売促進につなげ、町外の人に町内でお金を使ってもらい経済効果を期待するものではないでしょうか。

川南町で買い物をしたり食事をしたり宿泊をしたり、あるいは川南町産の商品を購入することでお金を使ってもらい。経済効果を上げることを考えなければ交流人口が幾らふえても町の活性化にはならないと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

スポーツで交流人口をふやすことは、現在県内のいろいろなところで同じような取り組みをしているところがあることを思うと、川南町に呼び込むためには相当の工夫や努力が必要であると思います。人任せにせず、町を挙げて取り組んでいかなければ、経済効果どころか交流することも難しいのではないのでしょうか。

また、スポーツ以外で現在交流人口をふやしているものに軽トラ市やフェスティバル、イルミネーション、モーツアルト祭など、年間を通してほぼ恒例になっているイベントがあります。これらは、それぞれの関係者が毎年頑張って企画実行されており、町外の方からもよく川南は元気があるねという声を聞きます。

しかしながら、これらのイベントでもっと経済効果を上げられないか、またこの機会に川南に宿泊をしてもらうことができれば、もっとお金を使ってもらえるのではないかと思います。

私は以前から、川南で民泊を取り組めないかと思っております。川南町でのネックは宿泊施設が少ないことですが、民泊は平成12年に国の地方分権一括法により旅館業法や食品衛生法が県の管轄になったことから規制緩和が進み、非常に取り組みやすくなっております。

県内でも、農村の風景や生活を一つの商品と考え民泊を産業として取り組んでいるところがあります。私は、川南町で民泊を始めることは、交流人口をふやし経済効果も期待できるものだと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

また、町としては民泊を始める場合どういった支援をしているのかをお尋ねいたします。

そのほか、具体的事項については町長の答弁の後、質問席で行わせていただきます。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

まず、定住人口また交流人口についてのお尋ねでございますが、御指摘の通り現在の人口1万7,000を切っておりまして、手元にある数字におきましては平成32年の予想は1万5,000人台となっておりますし、なおかつ65歳以上の方の比率も35%になるという時代を予測されておられます。

町として、どういう考えにしているのか、歯どめをかけるのかかけないのか、御指摘のとおりやっぱ自治体によって差があるのは当然ですが、我々が目指す川南町にとってそういう施策を打つことが大事だということは十分認識をさせていただいております。

まず、人口をふやすにはどうしたらいいのか。2つあるかと思いますが、まず1つ目には、川南町の特長、自然、そういうものを最大限に生かして産業の振興、それから雇用の創出、

これが最も重要なことであろうと考えております。もう一方におきましては、住環境また子育て支援などの定住促進がまた大きなポイントであると考えております。こういう施策におきましては、一時的なものではなく継続的に実施することが必要であると思っております。

最初に申し上げました企業誘致、雇用の創出というのは、現状においては厳しい状況があります。つまり、欧州情勢などに伴う記録的な円高、またものづくり産業が空洞化して海外移転、今選挙でもありますけどTPP交渉などのいろんな参加不安がありますので、こういった状況の中でいかに人をふやすかということに関しまして、来年度県の事業であります移住等促進事業に取り組み、町と地域住民が一体となった継続的な移住等の促進を目指す官民共同の仕組づくりを図ろうと考えております。

また、町独自に来年度に向けて都市部でこちらに移住していただくことをPRする事業、また移住を、試みに滞在していただくそういう事業、もう一つは職員提案でございました新婚家庭に対する家賃助成事業などを今取り組もうと検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、震災後、都会から田舎にやっぱりそういう移住する関心というのは非常に高くなってきておりますので、我々の特性である川南町の一番のポイントであるやっぱり自然を生かしたそういう施策を都市部で展開、PRするというところに取り組もうと考えております。

次に、交流人口についてでございますが、当然何のために交流人口をふやすのか、議員のおっしゃるとおりまずは川南町を宣伝して食事をしてもらい、そういう商品の販売をしながら宿泊も御指摘でありましたけど、最終的に経済効果を上げる、お金を落としていただくというのは最も大事なことだと考えております。

現在、いろんなイベントを若者、地域の人たち中心にやっていただいております。その中で、確かに宿泊施設が少ないというのは非常にネックになってるのは十分承知しております。

御指摘の民泊に関してでございますが、現在としてなりわいとして民泊をやっていただいている方はございませんが、やはりその前段としていろんな形で交流をしていただいているグループがあります。

じゃあ町としてどうするのか、そういう方たちを御支援するというのもう当然でございますが、まずほかの市町村で、例えばいろんな補助金を出している場所も聞いております。今町のスタイルとしては、そういう方々にいろんな体験を通していただいて、議員の御指摘のようにいろんな法的な緩和も迎えている現状でございますので、いろんな形で積極的に検討したいと考えているところでございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） いろいろ考えていらっしゃるということは今の返答の中で伺えましたが、具体策としてお伺いしたいと思います。

まず、定住促進についてですけれども、すぐできること、定住促進について触れていけば、人口がふえることについてのメリットそれを町長はどうお考えですか。具体的に私、交付金

とかあるいは税収入、そういう面で具体的にどんなふうなメリットがあるのか。

例えば、1人、人口がふえた場合にはどれぐらい、税収については難しいと思いますが例えば交付金について、人口が1人ふえたら交付金はどれくらいふえるのかという具体的な数字というのはわかりますか。

○総合政策課長(永友 尚登君) 米山議員の御質問にお答えします。

基本的には、地方交付税のほうの1人当たり単価が乗っかってくるわけですが、ふえていきます当然。ただ、地方交付税の中も相当メニューたくさん分かれておりますのでいろんな、例えば下水道についての1人当たり単価だったりとかいろんな要素含まれた上での単価になってきますので、それらを含めた上での地方交付税ですので、それがいきなりつかんで幾らという数字にはならないと思いますけど、そういった積み上げた数字が地方交付税として算入されてくると思っておりますので、人口の増加は間違いなくそういった歳入に関しましてはふえてくると思っております。

以上です。

○議員(米山 知子君) いろいろな積み上げですので、具体的に正確な数字というのは出にくいと思いますがほぼで結構です。やはり人間ていうのは数字を示されないとなかなかその効果というのが考えられないと思うんですけど、例えば1人ふえると交付金が10万円ふえるとか、10万ぐらいふえる。10万円じゃなくてもいいです10万ぐらいふえるとか、それとも単位で、1人じゃなくて10人単位、あるいは20人単位でいくのであれば幾らぐらいになるとかそういうことはわかりませんか。

○総合政策課長(永友 尚登君) ちょっとざっくりとした数字になるかもしれませんが、人口1人当たり10万ぐらいというふうな概算で聞いていただければと思います。

以上です。

○議員(米山 知子君) ざっと10万ぐらいはふえるんだよと、町民が1人ふえることで10万ぐらいふえるんだよということがわかったときに、私はこの人口をふやすということに対して職員の中の意識がどうなのかということですよ。

以前から、川南町の職員の中で町外に居住しているという方が大分いらっしゃいます。恐らく1割ぐらいはいらっしゃるんじゃないかと思いますが、皆さんいろいろ事情はあると思います。その事情も加味して、これはちょっとなるべく町内に住んでほしいんだがなど。例えば職員に1人、君が町内に住民票を移すことで10万円国から交付金が違うんだよというふうなことで考えられないか。

そうすると町民の意識ですね、人口を1人でもふやしたいと。1人ふやすことでこれだけ町が変わるんだよと。ましてや、職員の場合には交付金だけでなく税収の面もあると思いますので、そこらあたりのいわゆる職員の意識についてはどうお考えでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) まさしく米山議員の御指摘のとおりだと思います。職員の意識はどうかということに関しまして来年度から取り組もうとしておりますし、職員提案にも先ほ

ど申し上げましたけど、ここで働かなくても川南町から通勤していただく、まずそれはできるんじゃないかと。そういう点からして、今は強くその意識が上がっていると感じております。御指摘の内容はそのとおりだと認識しております。

○議員(米山 知子君) また私数字を伺いますが、つかんでらっしゃいますか職員が何人町外に居住して、そのうちの何人は町内居住しても問題ないと。この人たちはやっぱりこれはもう仕方がないだろうというような形で、いろいろ個人によって事情は違うと思いますが、そういうことに関しての数字はつかんでらっしゃいますか。

○総務課長(諸橋 司君) 米山議員の御質問なんですけど、町外から通勤している職員の正確な数値は把握しておりません。後ほど数値については御報告したいと思います。

以上です。

○総務課長(諸橋 司君) そこなんです、私言いたいのは。結局意識です。人口をふやしたい。町長はさっきおっしゃいましたよね、それを職員全部がそういうふう考えているかです。

いわゆる町長の好きな野球で言うと、監督はこうしたいと、だけどそれをチームの全員が同じ認識を持っているかです。もう簡単なことですね、これは金もかかりません。ゼロ予算です。職員の中で町内に居住できるかできないか、この人はできるんじゃないか、してもらっていいんじゃないか、そういうことをチームとして考えたときに、まず自分のお膝元からそういうことを実践していく、そういうことが町民に対してなるべく川南町に住んでくださいということと言えるようなことにつながると思うんですね。人をお願いをするときには、まず自分が実践をしなければお願いはできないと思うんですけれども、その辺町長いかがですか。トップとして。

○町長(日高 昭彦君) 先ほども申し上げましたけど、御指摘はそのとおりだと考えております。じゃあどうするか、そうですね、その思いをやはり、今野球に例えられましたけどやはりチームが一丸となったときの強さというのは皆さん御承知のとおりだと思いますので、それについては今後前向きに取り組みます。

○議員(米山 知子君) 職員が恐らく、そんな何十人もいるわけじゃないんですから、町内に居住できる人が何十人もいるわけじゃないんですから、本当に額とすればそう大した額にはならないと思うんですよ町の予算から見れば。だけどそこが意識改革なんです。

私、もうちょっと後で述べますけれども、全国に幾つかいろんなことを革新的に取り組んでるところのトップの人が言われてることは、まず職員の意識改革だということ言われております。そこなんです。共通の目的、具体的に自分たちがイメージできる目的を持たないと、だから何人ふやそうと、少しでも人口をふやそうというような共通の目的を持たないと、なかなか意識というのは統一できないんじゃないかと思っておりますので、ぜひお膝元の職員からそういう共通の意識を持てるように、トップとしての今後の検討、実践をお願いいたします。

次に、また先ほどの答弁の中で県が来年度から移住等促進事業に取り組むということで、

川南町もそれにのっかって都市部での広報活動をしたりとか、あるいはお試し移住とか、あるいは新婚家庭への家賃補助とかそういうことを取り組んでいくということですけども、私この移住ていうことこれもやはり前から考えていたことなんです、町長も言われました川南町で今定住をしてもらうために、もちろん産業の振興とか雇用が大事なことはわかっていると。ところが、今のこの景気的情勢で企業誘致ももう難しいと。雇用も難しいと。じゃあ何をするか。一番手っ取り早い方法がこの移住だと思うんですね。

といいますのは、私も川南にUターンをしてきたんですが、全国見たときに川南町ほど住みやすいところはないと思います。特に、ここ二、三日の非常な寒波が訪れて、全国放送で雪がばらばら降ってて、雪に埋もれてて零下何度にもなるというような報道がなされますと、何と川南はいいところだろうと。雪は降らない。

先日来の地震の後の津波やらを考えましたときに、川南は津波も来ないと、津波もほぼ町のほとんどは心配ないと。それから、河川が氾濫した水害を見た時には、ああ川南は確かに川がないというデメリットはあるかもしれないけど、少なくとも水害の恐怖にはさらされない。そういうことで、本当に日本一災害の少ない町ではないかと。気候が温暖で災害が少ない、なおかつ食べ物は山から海まで非常にふんだんにある。そういうこと考えたときに、非常に人間としては住みやすい町ではないかと。これが川南町の特長であり非常にメリットだと思うんですね。

そこをじゃあどこに売り込むか。今、団塊の世代で60歳以上、もうたくさんの方が今年退職を迎えられて自分の老後をどこで過ごすかということを考えて動いてらっしゃいます。

川南町出身の方も、一応都会に出て働いた。働きが終わった。その後やはりふるさとに帰ってきて暮らしたい。そういう方たちも耳にするわけですね。そういう人たちを、気持ちだけ受け入れるんじゃなくて冷静に町にとってどれだけのメリットがあるかということ考えたときに、さっき言いましたいわゆる人口増による交付金の増加と税収です。

税収ていうのは、都会で働いていわゆる年金生活になられた方、年金生活という皆さん非常にこうつましいような生活で見られますけれども、少なくとも社会保険で年金、40年ぐらい勤務して働いてこられた方の年金は、私は川南町においては高所得だと思います。

その方たちは必ず税金は払っていただけます。国保税も必ず払っていただけます。それも結構な額です。国保税もですね。思ったほど医療費は、田舎に帰って田舎暮らしをしたい、あるいはIターンで田舎暮らしをしたいという方は、自分の健康に不安があれば田舎暮らしなど考えません。健康だから田舎暮らしをしたい、畑を耕したいと思うということは、病気とはそんなに縁がないんじゃないかというふうに私は想像するんですね。

そうすると、1つのターゲットとして日本一災害のない、しかも住みやすい町川南ということで移住者を募って、その方たちに人口増に貢献をしてもらうということはひとつ大きなやり方としていいんじゃないかなあと思うんですけども、私のそういう考え方というのは非常に夢見る考え方でしょうか。町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（日高 昭彦君） 大変すばらしい夢をありがとうございました。実際のところ、今担当の職員も内々で配置しております、その検討中と申しますのは、来年度の予算に対して今組み込もうと検討しておりますので、ここでは断言できません。

先ほども申しましたように、こちらから積極的にいろんな機会を利用してPRすることを来年度からするという事の方針は決めております。都会の物産展、いろんなブース、展示会等ありますけど、そこにこちらから出ていくと。向こうからの連絡を待つんじゃなくて、そういう構えでおるのは事実でございます。

繰り返しになりますが、一番いい形はうちが産業を起こしてどんどん雇用をするということが最終的には一番単純でわかりやすい構図だと思いますが、まずその前にできることと御指摘があったとおり、移住という重要性は十分認識しておるところでございます。

○総務課長（諸橋 司君） 先ほどの米山議員の御質問の中に町外通勤者のお尋ねがあったわけなんですけど、平成24年4月1日現在で女性16名、うち既婚者が12名、男性5名、うち既婚者5名、計21人が町外通勤者であります。

以上です。

○議員（米山 知子君） 来年度から積極的に取り組んでいくということですが、この定住促進に関しては、私西都市が一步前を出てるかなと思っております。

というのは、実はこれは私もどうして今回この議会で移住のことを町は何と考えているんだろうという疑問持ったかと言いますと、これは本当に交流の機会である軽トラ市で同じ意見を二人の方とお会いしたんですね。

一組は、既に4年前にIターン、奈良県から川南町に移住をしてこられた60代半ばの御夫婦です。その方たちは非常に川南町はいいところですよっておっしゃってくださるんですが、川南町に住むまでの経緯をお伺いしましたところ、その方たちは大抵ネットでまず調べると。全国規模で調べるわけですねネットで。

どこに移住しようか、自分の希望のところを探して、そして大体目星をつけたところでこの自治体に連絡を取るわけです。そのときに、その方が言われたのは西都は非常によかったです対応がと。もう8分どおり西都にしようと決めてましたと。

ところが、実際に紹介をされた現地に行ってみるとちょっと問題があったとこれはもう、この問題があると飲めないなあとということでそこはやめたんです。でも、本当に8分どおり西都に決めてたんですよって言われたんですね。その方は、川南のことに対しては何とも言われなかったんですが、とにかく西都の対応は丁寧で、しかも何かおわかりにならない点があればお電話ください、担当の何とかと申します。きちんと名乗って対応をされたというように伺いました。

もう一方、この方は川南町出身の方でした。現在神奈川県に居住してると。そしてやはり老後を川南で過ごしたいと。それで何とかどこかないだろうかと、中古住宅はないだろうかと、そういうことを川南町に問い合わせたら、通り一遍の返事で親身になってもらえなかったと

いう苦情みたいなものですね。両極端だったんです。同じ川南町に住みたい、一方はもう川南町に住みたいと言ってターゲットを川南町に持ってきてた。もう一方は、全国規模で探してそして川南町に持ってきたという方ですけれども、その自治体の対応の違いです。

これもさっきの職員の意識につながりますが、人口を1人でもふやしたいと、移住をしてくださる方を一人でもふやしたいと、そういう意識を担当課だけではなく職員全部が、あるいは町民全部がそういう意識を持つことでちょっとした話のついでに、いや川南はいいところやねと、そしたら私たちは住んでみようかしらということにつながっていくんではないかと思うんですね。

ここにも私は、職員の意識、町民の意識という1つの目標について、共有をするということに対しての意識をどうしたら強く持っていけるか。町民に持ってもらうことは大事なことですけれども、その前にはまずその先頭に立つ職員の意識というものが非常に大事です。そこらあたりはどういうふうに、県の事業も始まるので川南町もやっていきたいということですが、ただ事業をやっていくだけでは意識は高まりません。町として、庁内でどういうふうにその意識を高めていこうとされるのか。来年度のことですから、まだその中、具体的には考えてらっしゃらないかもしれませんが、そこらあたりを町長のお考えをお聞きいたします。

○町長（日高 昭彦君） 職員の意識、あと町民の意識、我々がどう町外者、県外者に対してアピールするのかということに関してでございますが、今考えているプランというのはもともと職員から出たプランでありまして、そこに県の事業があったからそれも活用しよう。手前みそかもしれませんが、今取り組もうと実際に確実に動き出しているのは事実です。

現に、私の周りでも県外から来て住んでおられる農家の方が、議員のほうも御存じだとは思いますがそういった方たちがいらっしゃいますので、まずは御指摘のとおり職員にその意識を統一させることはまず一番先に大事なことだと思いますし、今いろんな形でインターネットを使い、フェイスブックもやっておりますけど機会あるごとにそういうのは当然発信していくべきだろうと思いますし、その人たちを受け入れる態勢、空き家であるとかそういう住環境、そういうことも総合的に判断しながらこれから検討していこうという考えでございます。

○議員（米山 知子君） 職員の発案でそういうことを取り組んでいくということですが、私ここに一つ提案です。私身近に1人、今話した4年前にもう定住された方という1組、60代の御夫婦ですけれども、もう1組、やはりこれは転勤族で川南に住まれた、2年前ですかね、いらっしゃるんですね。その方たちに、どういうことで今の中古住宅を知られたんですかっていうことを聞きましたら、ネットですって言われるんですよ。

そして、その方たちは移住をするためにいろんなことを調べられて、ここはだめだからやめようとか、ここがいいからここにしようとかいうことのノウハウを自分で実感として持ってらっしゃるんですね。

私、ぜひ役場の職員も一緒になって、今度はそういう方と一緒に移住促進協議会というような、名前はわかりませんがそういうのを立ち上げて、ぜひ移住をしてこられた方たちの知恵を、自分たちがなぜ川南を決めたかというそこを聞くと、これから新たに募る場合には非常に参考になる意見が聞けるんじゃないかと思います。恐らく皆さんの中に、あの人もよそから来ちよるわあの人もよそから来ちよるわという方は、私たった一人、私みたいなものでも何人かいるんですよそういう方が。

ということは、皆さん聞けば相当な数がいらっしゃるんじゃないかと思いますので、実際に移住をしてきた方もぜひ中に入っていていただいて、移住促進に関して知恵を絞って川南町で取り組んでいくというような方向を出していただけたらと思います。これは提案です。

それと時間がないので次に移ります。交流人口のことにしていますが、先ほどのスポーツ人口の交流をうたって交流していこうというのですけれども、大久保のほうの宿泊施設なんか整備が進んでおります。グラウンドの整備も進んでおります。具体的にどういう形でその誘致をしたり合宿を誘ったり、合宿の誘致をしたりとかいろいろな大会の誘致をしたりとかいうことは、どういうふうなことでやっていこうというふうに考えていらっしゃいますか。

○町長(日高 昭彦君) スポーツ交流について具体的な方策はというお尋ねでございますが、現在サッカーにおきましては今度、今整備している高森近隣公園ができますと町内で3カ所、これは1つの大会を誘致するのに3つのグラウンドを保有するというのは児湯郡では多分ないと思っておりますし、現状といたしましてサッカーの大会はほぼ川南でやっていたらいい。

それにはもう一つ利点がありまして、利点といいますか昨日高速道路の開通イベント、プレイベントもありましたけど、ちょうど位置的に県の中央部でありますし、この高速道路がほぼ開通に近いという状態でちょうど集合しやすい場所という形で、サッカーについては非常に進んでおります。その他のスポーツにつきましても、多目的の屋内練習場もありますし大久保の合宿所等もあります。

まずは今来ていただいている方々の口コミから入りますし、先ほど御指摘あったいろんな手段はあると思います。それはネットでもありますし、いろんな今テレビのデータ放送も入っておりますしフェイスブックもありますし、こちらの態勢が整う、それと協議しながら積極的にPRしていこうと考えております。

○議員(米山 知子君) 積極的にPRしていくことは大事なことです、今まで野球の誘致いろいろしておりましたね。ほとんど観光協会が窓口でやってたと思うんですね。

そういうことであれば、今回の今度のスポーツ大会のいろんなスポーツ関係の誘致とかも、結局観光協会のほうにお願いするというような形を考えていらっしゃるんでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問ですが、観光協会が野球に関しては本当にいろんな意味でこれまでやってきていただいたのは事実ですが、現在我々も将来の姿としてスポ

ーツランド構想を上げておりますので、地域型、総合型地域スポーツクラブそういう視点もございます。ですから、当然現存するいろんな団体、例えばスポーツ少年団でありますとか体育協会もありますので、連携しながらやっていきたいと考えております。

野球に関して言えば、なかなか誘致が進まないというのは、球場が1つである、そして春先雨に対する対応がなかなかとれなかったと。そういう目的で今回屋内練習場もつくりましたので、これからより多くの団体に声をかけられると思っております。

野球以外にも、あそこはフットサル、今注目されてるのがテニスコートも4面できますので、合計で屋外と合わせて6面になりますので、大会誘致には十分な施設になってきていると考えております。

○議員（米山 知子君） 私、観光協会がダメと言ってるわけではないんですけど、観光協会に余りにもおんぶしてしまうとこれは観光協会も対応しきれないのではないかなという気がするんですね。

といいますのは、どこもスポーツ合宿というのを何とか持っていきたいということで努力をしておりますよね。もちろん、いろんなところに呼びかけたりとかいう広報活動というのが非常に大きな仕事になるかと思うんですが、何でも1つのことを始めるときに、やはりどこかで先頭を切ってリードしてもらおうようなところがないと動き出さないという気がします。

一つちょっと気になって、私も勉強不足で詳しくはないんですが、先日五ヶ瀬町で議員交流会のときにちょっとお話が出ましたので、五ヶ瀬もGパークということで非常なスポーツ合宿の誘致に力を入れております。

どういう形、組織で動いているのかということが気になりましたのでちょっと問い合わせさせていただきましたら、合宿受け入れ協力会というのをつくってございまして、会長が町長ですね、副会長が商工会長、そして事務局が地域振興課になっております。

五ヶ瀬町に観光協会がどの程度の規模があるのかもわかりませんので何とも言えないんですが、やはり町を挙げて取り組むというような姿勢を見せるには、まずは役場が窓口になるということをしなないとなかなかその仕事っていうのは進んでいかないのではないかなと思います。

先ほど言いました民泊の件にしてもそうですね、町長は今、なりわいとしてやってるところはないけれどもいわゆる交流として、ボランティアとしてやってるところはあると、それはわかります。これをなりわいとしていかないと町の産業にはならないわけですね。

じゃあなりわいとしていくときにどうしたらいいのか、そこを皆さん悩むわけですが。民泊の一番先進地であります大分県の安心院町、あそこ民泊の先進地ですけれども、今やってるような形になったのにはもう20年近い歴史があるわけです。

最初のスタートはブドウ祭りというイベントに来られる方を泊めてもらえませんか、一泊3,000円ですということで農家の何か所かに声をかけたら、もうそれこそ10軒ぐらいの農家

の方がいいよって受け入れて、泊めてお金をもらったんですねそのときに。宿泊をなりわいとしたわけですよ。

それも、最初はブドウ祭りというイベントに泊めてもらえないかと。普通だったらいいですよと。ボランティア、いわゆる知り合いだからどうぞどうぞという形で泊めてもらうことは誰でもできるんです。

ところが、お金をもらって泊めるということになったときには、そこに一つハードルを超えないととれないんですね。それを誰が後押しをするか。いろんな法律上の問題もありますし設備の問題もありますし対応のソフトの面もありますし、それぞれの家庭では不安があるわけです。それを誰が後押しをしてくれるか。なりわいとするために誰が後押しをするか。

私はそれを、民泊をやはり町でも取り組んで少しでも産業としたいというのであれば、その後押しをする役目というのは行政ではないかと思うんですね。それを五ヶ瀬町とか西都市はもうやっております。町の振興課のほうで、一応名目は会をつくって、その民泊受入会とかいうのをつくってその会長は立てておりますが、実際のいろんな事務的な手続とかそういうもろもろのことは行政でやってるんですね。

それが後押しなんです。それがある程度動きだしたら、安心院のようにNPOにまでなっていくわけなんです。その一番最初のスタートを、いわゆる民泊を産業としてとらえられるかどうかそこが町の姿勢ですね。好きな人がやればいいですよって、町が考えるんだったらする必要ありませんけれども、民泊も一つの町の産業ですよって考えるのであれば、行政の後押しというのは私はしてもいいんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの民泊について、交流人口についてということですが、例えば大久保の合宿所がありますし、明確な答えを出すとすればそれは当然大事なことであると思います。

まずとっかかりが非常に厳しいのは皆さん御承知のとおりだと思いますので、行政ができること、行政がまずしなきゃいけないことは理解するべきだと考えております。

スポーツ合宿等を含めて、最終的にどうしたいのかという形としてはやはり指定管理者、そういうことも踏まえた上で最終的には独立した形を描いております。それは、職員の数、予算ということに対して限度がある以上、まず我々から先導して動いた後に将来の姿というのを描きながら進めていこうと考えております。

以上です。

○議員(米山 知子君) もう時間が1分になりましたので、参考文献を私も勉強しました。もう町長も既に御存じかと思いますが、人口をふやすためにはまず出生率を上げるのが一番ですけれども、出生率2.04になったという村、長野県下條村もうこれは5年ぐらい前に本に書いてありますので御存じかと思いますが、その町長も同じようなことを言われております。

行政がすること、民間ですることのはっきりとした明確化をする、いかにして財政削減を

するか、職員の意識改革をするかそういうことを非常に詳しく、すばらしい町長だなと思いましたがそういうことをやっていらっしゃいます。長野県の下條村ですね。

それから、定住促進に関してはもう今話題になっております島根県の海士町、もうこれ小さな村ですけども危機感がそれなりに大きいんだと思いますけど海士町ですね、そういうところがあります。

あとスポーツ合宿に関しては、先日もテレビにのっとりましたが高知県の阿南市、いわゆる草野球ツアーということで非常に交流人口をふやすとともに、お金も経済効果も上げておりますよね。そういう具体例が全国に幾つかありますので、もういいとこどりじゃないですけど、ああこの政策は我が町にもできると、ここはちょっと無理だなあと、状況が違いますから全部を当てはめることは無理だと思いますが、その中から我が町に当てはめられるような政策というのをぜひ来年度に向けて検討していただいて、1人でも多くの川南町民がふえますようにやっていただきたいと思います。

じゃあ最後に町長の決意をお伺いします。

○町長(日高 昭彦君) 決意をとということですが、下條村、それから海士町、阿南市のほうは私も偶然でありますけど数年前読ませていただきまして、阿南市についてはつい数カ月前間にテレビ報道をきっかけにいろんな調べさせていただきました。まずは、今できること、これからすることを確実にするように検討したいと思います。

○議長(山下 壽君) 次に、税田榮君。

○議員(税田 榮君) 税田榮でございます。通告による畜産農家の再生を一般質問いたします。

その前に、長崎県で行われました5年に1回の全国和牛能力共進会で、宮崎県は内閣総理大臣賞を初め全9区分中のうち5区分で優等首位に輝きました。連続日本一になりまして、大変な努力があり、そのためにいろんな人が力を合わせてやったんだと思います。その関係者におめでとうございまして心から申し上げておきます。

さて、我が町では口蹄疫の後、再生に向けて数々の全国から励ましの言葉や支援を受けました。思うように再生が進んでいません。これはなぜでしょうか。全協で連続日本一になった今、かつては宮崎県内で野球に例えればエース級だった川南町がスランプに陥っております。

日本一になった今、この機会がスランプを脱出のチャンスじゃないかと思っております。かつては川南町の7割近くの粗収入があった畜産農家がよみがえる、活躍することが川南町の活性化の道と思います。

24年10月末のJA尾鈴の調査によりますと、繁殖和牛再生農家は112戸で、口蹄疫発生前の約54%となっており、93戸が未再生であり、母牛の数で約45%の1,591頭、1,889頭減っています。この原因はどこにあると思いますか。町長にお聞きしたいと思います。

日本では、現在外国から粗飼料と飼料の原料を輸入していますが、世界的な人口増加とエ

エネルギー利用でその安定輸入は大変難しいのではないかと、ましては価格の安定はないのではないかと、急激な世界的な変化が起こったとき川南町の畜産農家はどうか、そういう点についても町長にお伺いしたいと思います。

廃業理由で一番多かったのが高齢のためが多かったのですが、繁殖牛で46戸、養豚で4戸、酪農で1戸、肥育牛で1戸、先行き不安が繁殖牛で20戸、肥育牛で2戸、健康不安が繁殖牛で6戸、その他就職、経営転換とあります。高齢のためと先行き不安が多い、その内容はといますか現実はちょっと違うのではないのでしょうか。

今までの経営が苦しかったから、もう今さらどうしようもない、もう今からまた苦しい思いにはなりたくない、そういう思いの方が補償金で何とか借入金、資料代、機械代等を支払いができた、やっと一息ついたというのが多い。家族もじいちゃんばあちゃん、もう今からまた骨おらんでええが。そういう家庭があったのではないかと思います。

若い人たちは、子供のため、将来のため、生活のため再生の道を選ばざるを得なかったといますか、選んでいただきました。私はそうと思いますが、こういうことについて町長に質問をしたいと思います。小さなことは質問席でさせていただきます。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの税田議員の質問にお答えいたします。

まず冒頭に言われました連続和牛が日本一になったと、もともと盛んであった川南が非常に今苦しんでいると、これがチャンスじゃないかと言われましたが、まさにそうだと思っておりますし、和牛が日本一になった。和牛だけの話かということ、それに付随してやはりまず元気を取り戻す、誇りを取り戻すということは非常に大事なことであります。

つまり、和牛が日本一になりました。だからほかの農産物も一緒に買ってください。売り込もうと、いろんな形で多面的な展開をすることは非常に重要かと考えております。

御指摘の内容が畜産の話でございましたので、口蹄疫が終わってなぜ復興しないのか、なぜこの数字なのかということですが、議員自らお答えのほうもされておりましたけど、まずは高齢化していると、後継者もないというのが第一だと我々も理解しております。

その次に、現在の穀物の高騰等によるどうしても経営に対する不安があると、TPPの問題もあると、枝肉の飼料は高いけど肉は売れない、安い、そういう問題は本当にあると思っております。

3つ目が、言われたとおりやっぱり健康的にも不安であると。

そして、次に来るのは経営を畜産と畑作園芸を行っていたが、今回からもう畑作に切りかえたと。

あとこれは、特に女性の方に多かった理由でございしますが、やはり生き物をなりわいとした人間が自分の目の前で、自分の手でそういう命を処分したと。そのいわば心のショックから立ち直れないので、やはりああいう目にはもう遭いたくないという方も少人数ですけどいらっしゃることは事実でございします。

そして、経営的にじゃあどうするのかと。補償金をもらったけど、借金返済に回してもう苦しみたくないからやりたくない、現状としては非常によく耳にする言葉であります、経営としてとらえた場合それは自分の経営はどう目指したのか、今どうなのかというのはやはり厳しいようですけどそれはまず経営者自ら、やはりなかばいろんな形で考えていただくしかないと思っております。我々は、行政としてできること、いろんな農家個人ではできないことを取り組もうと考えております。

いずれにいたしましても、畜産が御指摘のとおり7割を占めた、大半を占めた、そういうことが時代としてあったのも事実でありますし、町の大事な主要な産業であるというのも認識しております。

以上です。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時55分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員(税田 榮君) 高齢と先行き不安、それが一番大方の再生できない理由なんですけど、これから部門別に1つずつ質問をいたしますので、町長の御意見をお聞かせ願います。

肥育農家は、6戸から7戸にふえたんです。10月末での肥育の頭数は1,232頭です。肥育預託農家はそのJAの調査の中に入っていないんですが、口蹄疫発生前は2,050頭から見ますと818頭減っております。これはなぜか、町長どう思いますか。

○町長(日高 昭彦君) 肥育農家に関してでございますが、肥育の一番の問題は現在におきましては競り値が上がってる、子牛の取引価格が上がってるということに苦慮してるとは聞いております。全体的にはすべての部門で減っておりますので、まだ道半ばだと理解しております。

詳細につきましては農林課長に答えさせます。

○農林水産課長(押川 義光君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど肉用牛肥育の頭数減の理由はということでございましたけれども、肉用牛におきましても、導入に対して段階的導入を図っていらっしゃるという部分も幾らかあるというふうには私たちは認識しております。

本年度から、自分ここに導入した肥育牛の出荷が始まりましたけれども、経営的には段階的導入、3年4年かけての導入を今図られているという状況だと把握しております。そういうことから、今年度中、来年度前半にかけて800頭程度の充足はされるのではないかと見通しを立てているところでございます。

以上でございます。

○議員(税田 榮君) 私が思いますに、それは確かに今から先はそういう段階的に、計画的にやっ払いこうとしておられると思いますけど、根本的なところは、私は繁殖農家の減少によりまして競り市に出頭する、出す、まず牛の絶対数が減ったということが大きいんじゃないか。

牛が減ったので、あの値段は必然的に上がるということになったんじゃないかと思っておりますけど、これはまず繁殖農家を何とかして今以上にふやす以外にはないんじゃないか。1戸の繁殖農家の母牛の頭数をふやすしかない、そのように思っております。

それでは、次に養豚農家ですけど、養豚農家は34戸から18戸に減っており、約53%の再生率です。頭数において4,030頭から3,365頭になっております。約83%の再生率であります、1戸当たりの頭数はふえているわけです。これはなぜ、農家数は減ったのに1戸当たりの頭数がふえているのかということについて、町長質問いたします。

○農林水産課長(押川 義光君) 税田議員の質問に再度お答えいたします。

先ほど言われた戸数、頭数につきましては、恐らくJA関係の系統の頭数だと思われま。川南町としまして、全体の戸数、頭数を把握する中ではまだまだ56%の頭数というところではございますが、先ほど系統関係で頭数がふえてるのはなぜかという御質問でございますけれども、それにつきましては現在進めております母豚供給、この地域内での特定疾病のないフリーな地域を目指している中で母豚供給をしながら子豚の生産を行うと、そういうことからJA自体組織的に母豚をふやしてそして子豚の生産を行っている、こういうことから1戸当たりの母豚頭数がふえているのではないかと分析はできるのではないかと考えております。

以上です。

○議員(税田 榮君) 資料代が高い上にふん尿処理施設問題があつた養豚の中にあつたと思っておりますけど、ちゃんとしたふん尿処理施設を持っておられた方とかそれが計画的にできた方は再生ができたのだと思ひますし、それができない方は数字に出ますように農家数が減つた。1戸当たりの農家の頭数がふえたのはそういうところでそういう対処ができた、私はそのように考えております。

それでは次に、酪農農家についてお尋ねいたします。

酪農農家におかれましては23戸から19戸になりまして、頭数で924頭から941頭、16頭ふえています。酪農はなぜこの状況になれたか。私が思うに、既に酪農では施設の各個人の充実があつた。

酪連といいますか、酪農の連合が非常に安定して対策したり農家側の力になれた。そういうことが酪農の方の再生ができた理由だと思ひておりますが、そのほかにも何かあると思ひますか。

○農林水産課長(押川 義光君) 税田議員の質問に再度お答えいたします。

詳細の酪農家のふえた理由ということでございますけれども、酪農につきましては、町と

しましても口蹄疫後に2年間かけて即復興を行いましょうということで政策的にはやってきたところでございます。

そういう中で、やはり結果が非常に出てきているというのも事実でございます、もう導入1年目から搾乳を始めて県内で乳質、1頭当たりの乳量ともトップクラスになったという実績がございます。

そういうことから、少しでもやはり復興に先駆けようという気持ちの中で頭数もふえてきて、今までの労力を同じ投下してもより以上のものができるようになったというのが酪農の頭数増の要因だというふうには考えております。

以上です。

○議員(税田 榮君) 正解と言いますれば正解でしょうけれども、それとは別に私は考えといいますか酪農家に聞きましたところ、土地の利用が酪農の方は余り変更がないわけですね。だから、土地を貸しておられる方にも安定的といいますか当てになる収入があるということで変更がない。

それから酪農の方は大型農機をもう既にこれも充実しておって、それが土地を、えさを管理する、植えるのに非常に十分にあったということから、この問題については農業委員会の土地のあっせんとか、あっせんよりは対策のやらせ方こういうことに非常に、それによって酪農家が悩まんでいいということがあった、そのように思っております。

それでは次に、飼料の自給率と今後の飼料価格交渉の対策ということについて質問いたします。

そこで川南町では、外国からえさがもし来なくなったり急激な変化で交渉が進んだとしたときに、できる限りの粗飼料や飼料米をつくって自己防衛をすると。川南の土地を最大限に利用することが大変畜産の生き残りの方法だと思っております。

ここに資料がありますけど、それによりますと飼料用米、23年度約126トンの出荷量だったのですが、24年度は約95トンでその差31トン。出荷先別、契約者が26名から22名と4名がやめられました。

その理由は、一つに食料米と同等の生産経費が要る。それから買い手がなかなかつかない。それから買い手がつかないというのは、高い安いじゃなくてその後の処理の問題があるわけですけど、しょうがないので経済連に引き取ってもらおうと。経済連が引き取れば個人の契約よりは安くなる。そういうことで、飼料をつくった人が減ったと思っております。

これは飼料用の、また飼料を利用する農家によりますと、粒米を粉米にする必要があるわけです。それでも、その粉米機の値段が非常に高い、養豚農家のある人によりますと地産地消のために飼料米を使用しているけどメリットは余りないと。町長そこで、町で粉米機を構えて町内の飼料米を有効に活用するシステムは考えられないかということをお聞きいたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの飼料米についての御提案、御質問でございますが、御存じのとおりWCSという飼料用の稲、そしてお米のほうの飼料米があるのは当然周知のと

おりでございます。

口蹄疫後、そういう作付が減ってきたのも事実でありますし、今町として、じゃあそれに対して何か打つ手があるのかということでございますが、具体的にはその機械を購入するかということですが、いずれにしましてもそういうものを導入するしない、じゃあ何のためにするのか、それだったらどうなるのかということは当然検討すべきことだと思っております。

何か足りないからこれを入れるという、なかなか単純には今そういう明快な決断が出せない状況でありますし、具体的な詳細につきましては農林課長が答えます。

○農林水産課長（押川 義光君） 税田議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、平成22年度と24年度の飼料米の作付面積を比較しますと、約800ヘクタールぐらい減になっております。その原因は何かといいますと、議員のおっしゃるとおりのお答えだというふうに考えております。

そういうことを踏まえまして、現在エコフィードという豚の分野での飼料の再生、自給飼料の作成につきまして今検討を行っておりますが、その中でも飼料米というのの活用が大きく今取沙汰されているところでございます。

本年度の経済連関係の買入れ価格は10円台後半で経済連は買い取ったと。町内で養豚をされている農家さんが町内のものを買い取った金額が20数円かで買い取ったというふうな実績がございますけれども、ただ今後の国の方策とも非常にこれはかかわる問題でございまして、飼料米の有効活用を図りたい、そのために飼料米をつくる農家さんの所得の手当と、それから畜産農家のそういう分野の自給飼料の増を図るということはなかなか難しい分野であると。国の施策等の兼ね合いからそういうところを今私たち事務方としてはギャップを感じているところでございますが、いずれにしましても外国の飼料との絡みもありまして、積極的にやはりこの飼料米の活用という分野は進めてまいらなければならない課題であるというふうに考えておりますし、そのことが町内の米農家さんにもやはりある一定の所得は確保できるのではないかと考えております。

今後につきまして、今言いましたとおり検討を重ねてまいりながら、国の動向も注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） 今のは飼料米だったんですけど、今度はこのいわゆるWCS、ラッピングロールのことなんですけど、24年では164名、約190ヘクタールでつくられています。もっと拡大していくことはできないかと。飼料の値段が上がっても、その質を落としてはいい肉、いい牛はつくれない、これが農家側の声でございます。

このWCSは、戸別所得補償で10アール当たり1万5,000円がついておりますけど、これにもうちょっとでも上乘せをして農家の意欲を、このWCSの稲をつくる農家の意欲を上げて面積拡大ができないかと町長にお聞きします。

それから、今後コンビニ等の食料品残渣、それから冷凍野菜用の端材、サンAジュースの残

りかすといえますかかすですね。これなどを集めて資料として再利用して自給率を高め少しでも経費を落とすと、そうできないか、町の支援はちょっとはできないかということについて質問いたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えします。

理解するところWBCという話でしたけど、WCSということで御理解させていただきま

す。
いかにそういう飼料を使う使わないに関してでも、最終的には製品として良い肉ができるかどうか、その問題に焦点を当てるべきだと考えておりますし、値段的な細かいことに関しましては後ほど農林水産課長がお答えしますが、もう1点のコンビニ等が出るそういう残渣、未利用資源を利用できないかということに関しましても、先ほど農林水産課長が答弁しましたけどエコフィードということで現在検討を重ねておりますし、そういう資源が無駄に排出されるということをいかに我々は循環に変えていくかということは大事な問題としてとらえております。

補足は農林水産課長がいたします。

○農林水産課長(押川 義光君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

WCS用稲のお話でございましたが、23年度と比較しますと本年度3.3%ほど、面積にしまして約10ヘクタールほどふえております。といたしますのが、先ほどやはり議員おっしゃりましたようにWCS用稲の効能というのは、非常に繁殖農家では出ております。

そういうことから我々としましても、先ほども申しましたとおり、国の施策がこのまま続くことを非常に懇願しております。といたしますのが、このWCS用稲の話が出てきたのがまだ日がそうございまして、ようやく2年が経過しようかとしております。それが始まりまして、極端にWCS用稲が川南町で190ヘクタール、今年度実績で190ヘクタールつくられようとしております。

そういうことから、このWCS用稲は大変いいなというのが農家さんの実感でありますし、今後ともこれが充実することで繁殖の経営は非常に助かるんじゃないかというふうに私たちも思っております。

ただ一番はここが、国の制度として10アール当たり8万円の交付金があると、このことが非常に大きく左右しております。飼料米についても同じようなことなんですけれども、その制度を見守っていかざるを得ないというのが現状でございます。

それから、エコフィードにつきましては、先ほど町長も申されましたとおり現在十分検討しておりますが、検討していく中での課題というのが現在は未利用資源、コンビニの賞味期限切れというのが非常に出ておりますが、今後やはり食料自給の関係でこれが減ったときにどうなるのかということのを今検討課題にしておりますし、またトン当たりの価格、未利用資源を加工したときにトン当たりの価格がやはり輸入飼料との関係、それから投下する費用の関係でなかなか厳しい状況がございます。

そういうことを一つ一つ積み上げながら、最終的な結論を得るために今最終段階の検討をしているというところでございます。そこが明確に課題と問題点の整理ができない限りは、今の段階で町のほうの方針というか、方針としましてはその未利用資源の活用というのは当然でございますけれども、それに対する先ほど言われた助成というところにはまだ行きついていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議員(税田 榮君) それでは、3番目の今の情勢、補助についてと、なぜ再生しない農家があると思うか。これが私が一番聞きたかったところなんですけど、これに入らせていただきます。

廃業理由で一番多かったのが、前にも述べましたように高齢のため、それから先行き不安そんなのが多いわけなんですけど、どこの農家もやりたいという気持ちはあると思うんですよ。でも、そのお金の問題、年齢の問題、先行き不安があると思いますけど、そこで町長提案といますか希望ですけど、80代の方は無理としてでも70代、60代の方はまだまだ再生能力があると思います。

年金頼りの生活にならずに、今までの経験を生かして和牛繁殖に限れば3頭か4頭でも飼って生活のリズムをつくり、健康維持に努力してもらってはどうかと思うわけなんですけど、町長はどう思いでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、御指摘のとおりやはり産業として捉えるのか、生きがいとして自分の生活のリズムとしてとらえるのかいろんな考え方はあると思いますが、いずれにしてもやはり何か目的を持って生活するということの重要性は十分認識しておりますし、今言われる60代、70代、川南町におきまして高齢者がいかに元気であるか、いかに目的を持って暮らしていただくかというのは、農業だけに限らず大きな意味での健康づくりとして重要なことだと理解しております。

○議員(税田 榮君) 私もそう思いますので、次の質問ですけど、そこで希望でございますけど、70代、60代、できれば50代まで思い切った再生の支援はできないかと。

連続日本一で、県外から多くの購買者が児湯郡に来ると思われれます。なぜなら、今から競りに出る子牛は二産目の子牛が非常に多くなるわけです。二産目となりますと非常に月数によって、中での生育がよくなるし、毛並みがよくなるといいますかちょっと難しい専門語になるわけなんですけど、そういうことで牛自体が一産目と比べたら極端によくなります。

そこで、この連続日本一になったということで県外から購買者が非常にふえてくると。肥育にしても繁殖にしても、県外のバイヤーといいますか購買者と競争をせざるを得なくなる。

そこで支援があれば、川南町にその優良牛を残す。そして畜産の活性化を目指すというふうには私は思うわけなんですけど、今までの補助金制度も、これも非常に役に立っております。確かに、今は導入は思ったより進まなくて町長も削減考えておられるようなんですけど、この制度はこのままどうにかして続けていくわけにはいかないかということと、再生高齢者の

支援はできないか、そういうことを質問いたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問でございますが、まず支援ができるのかできないのか、その前にそういう農家をとらえた場合に戸数なのか頭数なのかという議論がございますが、やはり地域を考えた場合、農家の数が減るのは非常に重要なことだと思っております。

ただ産業として捉えた場合には、産地としてどのぐらいの量があるのか、頭数はどのぐらい確保できるのか、そういう経済的な一面を当然加味する必要があります。町全体といたしまして、今議員の言われるように打てる支援はやはり打ちたいと思っておりますが、ただ限りがある資金でありますので無尽蔵というわけにもいかず、町全体の今私が聞いている範囲におきましては一番困ってるのは商店街だと。

また畜産以外の園芸、また水産に関しても、我々のほうには何かないのかと、やはり全体的に落ち込んでるのは事実であります。おすず村の売上に関しても今落ちてると聞きますし、商店街も年末を迎えてるのにかかわらず非常に苦しんでおるのが現実であります。そういうことを踏まえて、総合的な判断をしたいと考えておりますし、大事な部分は認識しております。

細かいことに関しては農林水産課長が答えます。

○農林水産課長(押川 義光君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

究極の支援をとということでございますが、平成22年度の段階でいろいろと議員さんの御質問にお答えした中で、復興計画を農林水産課として示したところでございます。

それによりますと、酪農と養豚については2年間でとにかく復興を成し遂げると。肥育については3年間でと。繁殖については4年間でというふうに答弁をしたところでございます。その計画に基づきまして着々と進めております。その中で、議員の指摘のありましたとおり日本一になったという途端に、子牛の価格が二、三万円上昇したということも事実でございます。

ただ、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、いろんな産業のことを考えながら均衡を保った形の方策というのを我々担当としてもいろいろ考えながら、もう一つ手が打てないかということを今検討はしてるところでございますが、年度途中というところもございまして今後やはり、振興策の一つをまた新たに考えていこうと、今しているところでございます。22年に答弁しましたとおりの復興計画に基づいて、今の段階では実施せざるを得ないというのが現状の中でございます。

また、他町村の状況を比較してみますと、もう現段階では補助を打ち切っているという団体が結構ございます。しかしながら、やはり一大産業としての和牛をやはり維持するためには、当初に答弁したとおりのことを進めていくということでございます。

以上でございます。

○議員(税田 榮君) ありがとうございます。そういう町の内容、台所のこともござい

ますが、私はいろいろ聞きましたけど口蹄疫発生前はいい牛がやっぱ前にもできていたんですよ。

ところが、その牛を家に残したい、保留したいと思っておった農家がいっぱいありましたけど、資金繰りの都合上手放さなくてはならなかった。ところが、今再生している方々はそれを乗り切ったとは言いませんけれども、いい牛が今から先できたら保留したいと、残したい、増頭したい。それがあれば、隣の家がそれやり出したらうちげもちっとでもやろうかなという人が出てくる。

やっぱいい牛をつくるというのが繁殖農家にしてみれば夢なんですから、そこんところを私が言いたいのは、ほかの補助をしょうがなく切らざるを得ないというになっても保留の補助を何とかして、今の繁殖和牛の農家の皆さんの希望を少しでも続けてほしいと思いますが、町長そのこと1点について返事をお願いいたします。

○町長(日高 昭彦君) 牛の保留に関しましては、今年度よりその支援を補助をさせていただいているところでございます。導入牛に関しましては現在続けておるところであります。

○議員(税田 榮君) それはお願いしときまして、最後になりますけど、先行き不安の中にはまた病気が出るのではないかと。TPPでやられるのじゃないか、個人では解決しえない問題がありまして、そのことが先行き不安になるわけですけど、このことについて、町といいますか町長の見解をお聞きしておきたいと思います。お願いいたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、まず口蹄疫を経験した我々にとっては一番大事なことは、この経験を無駄にしない、生かしていく。つまり病気をもう二度と入れない、そういう構えで臨むことが一番大事だと思っております。

もう一つのTPPに関してですが、これは両面ございまして、きょうの宮日も載ってございましたけどやはり農業から見る面、また他産業から見る面、トータルして川南町としてどう生きていくのか、どういう姿を描くのかということでそういう答えはあるかと思いますが、やはり我々としては川南町の産業のとらえ方、今後の進み方という視点でいきたいと思っております。

不安な部分は、我々にとっても今の国の情勢からして不透明で、現状として暗い部分は持っておりますけど、しかしやはり私たちの考えは主張していくべきだと考えておりますし、これからもそうしようと思っております。

以上です。

○議員(税田 榮君) TPPの問題はこれはもう選挙の焦点になっておりますけど、きょういろいろお聞きしましたがお返事いただきましてありがとうございます。

これから川南町の畜産が大きく羽ばたいて、町の活性化につながるように信じて私の質問を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、竹本修君に発言を許します。

○議員(竹本 修君) 先日通告しておりました第5次川南町長期総合計画に基づくとこ

ろの第5次行政改革大綱の取り組みが示され、行革等については改革を進めておられますが、毎年実施計画を策定し具体的に、第1章、豊かな自然と共生する安全・安心なまちづくりから、第5章、みんなでつくるまちづくりまで掲げられ実施されておりますが、その中で第2章、地域の特性、資源を生かした輝くまちづくりの第1節、農業の振興、第2節漁業の振興等関連することについてお伺いをしたいと思います。

まず1点目は、実施計画書においては農業、漁業の生産額が示されていないが、私も川南町は農業の町であると自負している一人の町民であります。主な品目の面積、生産額を示す必要性があるのではないのでしょうか。

町長は、盛んに情報発信をされているようであるが、町のブランド品をどのように把握しておられるのかお伺いをしたいと思います。

2点目は、口蹄疫後の農用地利用についてお伺いをいたします。

私も、口蹄疫にかかわる農家の一人ですが、現在の復興状況を見る限り発生前の畜産農家の頭数とも70%にも満たない現実があることは、皆さんも認識されていることとされます。そこで、いま一度考えてほしいと思います。

仮に、牛の頭数が30%少なくなれば、年間およそ500ヘクタールの田畑が不要になることが考えられます。このような土地について、どのように利用されるつもりかお伺いをしたいと思います。

また、あわせて農用地の耕作者誘導政策もお聞きしたいと思います。

3点目は、現状を取り巻く農業・漁業は非常に厳しいものがあると思いますが、取り巻く各団体組織を生かすことについて、以前に検討されていまして農業団体の一体化は検討されているのかお伺いしたいと思います。

また、町長が得意とされる情報社会との融合性をお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点についてお伺いしたいと思います。細部につきましては自席から行います。

○町長(日高 昭彦君) 竹本議員の質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、長期計画に基づく具体的な数字は必要性はあるのかないのかということですが、当然数字的にある、必要なことだと思っておりますし、重要な目安になると考えております。

品目によりましては、聞き取り調査等が必要な場合がありますので、あと特に野菜等に関しましては非常に単価の変動が激しく、その点で見るとは現在農林水産課が進めております作付状況の把握、まだ始めたばかりです。秋作までしか終わっておりませんが作付から類推する方法、そういうことを取り組んでいってるところでございます。

口蹄疫後の土地の利用についてでございますが、当然、特に牛に関しまして頭数が減ったということは作付も減ったということでございます。それについての今後の展開でございますが、まずは作物の変換を園芸作物に切りかえた、それを見越して3年間の露地野菜の資材導入等の補助を実施しているところでございます。

現在に関しても、先ほど農林課長も答弁いたしましたけど、段階的に計画的な復興という形で取り組んでいるところでございます。

最後の質問ですが、農林関係における各団体、例えばJAでありますとかいろんな経済連、農協、役場、いろんなところがございまして、そういうところを一つの部署としてワンフロア化ということは以前から御指摘がありましたとおり現在検討中でありまして、来年度に向けて具体的な取り決め等を今やっているとございます。

以上です。

○議員(竹本 修君) ただいまの質問に対して大まかな返答いただいたんですが、この実施計画書につきましては、第5次川南町長期総合計画に基づくところの基本計画、それに基づくところの実施計画書ということで策定をされて、その実施ということで毎年ローリング方式でやってるわけですが、この実施計画書におきまして手元に21年度から今年度までの実施計画書を持ってるわけですけど、随時計画書の中身というかそういったものが掲載がいろんな形で、形が変わってきております。

昨年につきましては、私は口蹄疫の中で調査不足等でこういった形ができなかったのかなあという認識のもとで過ごしたわけですが、しかしことしにつきましてもこの実施計画書についてそういうことが記載されていないというのがちょっと気になりまして、ひとつ今回細部について質問をさせていただきたいと思っております。

この実施計画書におきましてはその年度の事業取り組みであって、国、県の事業、また町単独の事業の主なものということであってあります。そういうことは非常に説明書ということでいいわけですが、しかしこの中でそれを補っていくソフト的なものが全然見えてないというのがあります。そういったもの、基本的な抱き合わせというものを考えておられるのか最初に質問させていただきたいと思えます。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘の実施計画についてでございますが、2年ごと、そして1年ごとのローリングという形で検証をしておりますし、十分取り組んでいると考えております。

○議員(竹本 修君) 私が言いたいのは、事業をするに当たって一番の、各事業の必要性ということに入るわけですが、事業するに当たって前年度は10ヘクタールありましたよと、そして本年度はこの事業によって1ヘクタールの計画で増の面積、それか生産額の面積が来ますよと。

しかし、現実にそういった手元に前年度までの大まかな数字というものがなければ、各事業への必要性、川南町はこれだけのものをこれだけにやっていくんですよというのがこの実施計画書ではなかろうかと思うんですが、その必要性につきましては関連をお願いしたいと思うんですが。

○町長(日高 昭彦君) 実施計画の農林関係でございますが、例えば必要かどうかというのは、先ほども答弁いたしましたけど非常に重要だと考えておりますし、いろんな意味での

目安になると考えております。

ただ、把握するときに畜産においてはかなりの確率で把握できますけど、やはり品目によって、特に路地園芸においてはもうほぼ聞き取り調査をやるしかないというのが今までの現状でありましたし、先ほども答弁いたしましたように、今ようやく地図情報をもとに作付面積そういうのを一元化したデータ管理を始めたところでございます。今までの数字は詳細については過去は把握しておりませんでした。

細かいことは農林課長に答えさせます。

○農林水産課長(押川 義光君) 竹本議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから実施計画への登載と、目標額と申しますか実績なりの登載をということでございますが、実を申しますと平成19年度までは、国の統計情報事務所というところが川南町の産物すべてを統計化しまして数字にあらわしてやっておりました。

しかしながら、平成19年度をもってこの手法は終わらしまして、現在この町の農林水産物の出荷状況というのは明確に出るのは尾鈴農協のデータ、それは明確に出ますけれども、その他個人で地方卸売市場に出されている分というのは把握できないというのが現状でございます。そういうことを鑑みたときに、農林水産として川南町の現状をどう把握するのかというのが平成20年度からのちょっと課題でございました。

そういうことから、先ほど町長の答弁にもありましたとおり川南町全体の耕地面積をすべて一筆調査を行って、その中で作付状況を把握するという手法を平成23年度から始めております。

これは、年間春作秋作のデータをすべて入力しまして、瞬時にやはりそのデータを把握して、その面積で把握するという手法をとっておるところでございます。それに平均的な10アール当たりの取れ高を掛けて、総体を把握しようかとしております。そういうデータをこの実施計画書に載せることということは、非常に指標となっていくことではないかというふうに私たち担当としても考えているところでございます。

ただ、金額という面になりますといささか、状況によってはいろんな乱高下があるんじゃないかという判断をしておりまして、作付面積での今後の施策立案というのが必要であるというふうに考えておりますので、今後やはり実施計画書には作付面積なりそういう形での記載というのをしていこうと。

片方では、部分的には畜産関係におきましては生産高というのはやはり一つの目安にはなりますので、目安にできるところにつきましてはそういう生産額ということを列記することで今後の指標にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時03分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○農林水産課長(押川 義光君) 先ほどの竹本議員の御質問に対し、実施年度を明確に申しませんでしたので、実施計画に掲載する実施年度を平成26年度からということをお願いしたいと思います。

理由につきましては、23年度秋作からこの統計を取り始めました。そういうことから、完全なものになるのが今年度でございますので、26年度からこのことを実施させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議員(竹本 修君) 私がこういったソフト面の示しを求めておるのは、やはり非常に今職員数の減少に伴って調査等は難しいだろうというふうには認識しております。その中で、少なくとも町で、町としてのブランド育成じゃないけどそれを推奨品目としての考え方そのものぐらいはぜひとも掲載してほしいというふうに思っております。

特に、転作等で推奨品目といいますか8品目ほどあるというふうに認識をしておりますが、それらにつきましてもなぜそこがうたわれているのかということぐらいは、やはり推奨品目でやってほしいと思います。

それから、農協の総代資料等をいただいておりますけど、これらにつきましても年間60億から今やっとそういった形の販売金額がなされてるようですが、そういったことにつきましてもそれにプラスほかの販売をされ、民間、そういった契約栽培等でここに載ってない方につきましても割り増しかというふうに思いますが、こういった農協の取り扱いにプラスアルファというもので考えていただければ、それなりの数字は出てくるように思っております。

その中におきまして、非常に私も気になりましたので今盛んに軽トラ市等で、そういった日本一ということで出品店舗、それから来場者数、そういったものにつきましても非常に大きいものがあるということですが、これを11月の軽トラ市の中身を見てみますと150店舗ほどが実施され、来場者につきましてもそれなりの1万近くのそういった方が見えてるという話でございました。

しかし、この150店舗をずっと調査してみますと、川南町の生産農家といいますか川南で出店されている方が38戸でございます。割合につきましては計算すればわかるというふうに思いますが、その38店舗の中におきましていかほどの、今現在の川南町の特産物ということで店舗に出荷されておりますが、そういった店先等に出店されてるものにつきましても片手ぐらいしかございませんでした。

そういうことを考えていった場合に、町としてのそういった推奨品目のあり方、そうしてこういった会場でのそういった全国へのPR、そういったものにつきましても随時やっていただきたいなあということを思っております。

こういった割合が60%70%そういうことは申し上げませんが、川南の旬のものが随時そういった店舗的なものが発生すればまだいいのかなという感じがしております。要はこういった軽トラ市を初めとする、やはりセールスといいますか、そういったものにつきましての自家産品をもう少し考えていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、先ほどから平成26年度からということで申し上げますけど、これらにつきまして私はぜひとも川南町のこの作物のブランドがあるんですよというものは提示していただきたいなというふうに思いますが、そういった形につきまして町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○町長(日高 昭彦君) 川南町のブランド品について、そういう地場産品をどうやって売り込むかということの御質問でございますが、重要性に関しては当然非常に大事なことだと考えております。

私の聞いている範囲におきましては、現在尾鈴ブランドとして、農協ですが12品目取り扱っている。そして今現在において川南のブランドというよりは宮崎県のブランドに対して、その中で川南も取り組んでいるというのが現状でございますが、最終的には軽トラ市も含めてやはり地元これがある、このくらい売れる、やっぱそういう数字、目標を当然掲げるべきだと考えております。

○議員(竹本 修君) 先ほど軽トラ市の取り組みとかそういった形でお聞きをしたんですが、せんだって11月の20日にJAの宮崎県大会がございました。それにつきましても所得アップゴーゴーということで、ゴーゴーテンということで10%増しの所得アップの決議がございました。

しかし、これらにつきましてもどこが10%というのがあるのかなというふうに考えていった場合に、それぞれのまちの考え方があろうかと思っておりますが、そういったものにつきましても一つの川南としての10%増しはどういった形の提言があるのか、これからも細部についての検討をしていただいて、ブランド品の育成に当たっていただきたいというふうに思っております。

続きまして、口蹄疫後の農地の利用に入りたいと思っておりますが、田畑の利用状況ということでございまして、先ほど畜産の関係を述べましたけど、今私のほうで田畑の利用状況というもので考えていった場合に、農用地面積につきましては課税面積で田んぼが1,397ヘクタール、畑において2,153ヘクタール、合わせまして3,550ヘクタールということで、これはあくまでも課税面積です。

そういうことの中におきましての利用ということになるわけですが、それらにつきまして利用状況といいますか、先ほど答弁の中におきましてはこういった口蹄疫後の田畑の利用につきましては、園芸、路地野菜への変更を考えてるという話でございましたが、当然そういったものが出てくるというふうに思っております。

そういうことを踏まえて、今後の中におきましての再度お聞きしたいんですが、こういった先ほど畜産のほうも同僚議員のほうも申し上げておりましたけど、そういった減頭数にお

きましてのところの余りの田畑につきましての利用を再度お聞かせをいただきたい。町長にお願いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、やはりあるのに使わない、利用してないというのはやっぱり一番重要な問題だと思っております。

具体的な今数字を述べられました3,500ヘクタールのうちの水田、畑についての利用状況ということでございますが、細かい数字については担当の課長のほうで延べさせていただきますけど、最終的に川南町としてどう向かうのか、あいてる土地をどうするのかというのは重要な課題でありますし、担当課と検討してるところでございます。

○議員（竹本 修君） 細部の数字は結構でございます。

それでは、農地の利用集積の件につきまして質問をさせていただきたいと思いますが、この利用に当たって、先ほどから言われてますように後継者不足、いろんな口蹄疫後のそういった形の余った土地、そういったものにつきましての今後の農地利用集積事業につきまして御質問させていただきたいと思います。

現在、農用地利用合理化事業といえますか、そういったものでされてるのが216ヘクタールあると聞いております。そのうちに、50ヘクタールほど利用集積事業として助成とかそういった形になってるだろうというふうに思いますが、これらにつきましての今後の町としてのこういった集積事業につきましての考え方をお聞かせいただきたいと。

○町長（日高 昭彦君） 冒頭に答弁させていただきましたけど、現在農林関係の尾鈴農業公社、また尾鈴農業再生協議会、尾鈴地域担い手総合支援協議会、認定農家等の協議がございますが、それらを一元化するワンフロア化というのを進めておりますので、やはり今それぞれの組織がそれぞれの取り組みをやっているのが現状でありますので、一元的に取り組むということが今後の課題だと考えております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 私はこの利用されない土地の、やみ小作等もございますけど、しかし現実的にこういった面積等は再建をしない農家につきましてのこういった土地の移動といますか、それが非常に今後大きくなっていくだろうというふうに思っております。そこに、こういった農業公社を初めとするそういった貸借事業ていいますか、そういったものは必要性がものすごく増してくるんじゃないかと思っております。

それで、ひとつ認定農業者そのものは380名以上いらっしゃるというふうにお聞きしたんですが、その中におきまして町長自身も当初の最初の会長ということで仕事をされた中であったわけですが、それらにつきましてこういった認定農業者、ましてやその中の農業生産法人が40件以上あるというふうに聞いておりますが、それらの方たちへの流動政策というものをどういうふうに考えておられるのか御質問したいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 認定農業者に関しましては、これからの川南町の農業を背負っていただく方々と理解しておりますし、その中に法人も御指摘のとおり含まれております。

今後の利用状況、やはり農家として農業をするために、やっぱ個人でやるのも当然でありますけど、そういった会社組織の中で働くというのも一つの形かと思っておりますし、もう一つは健康づくりということ、川南在住の町民として、ある程度生きがいとして捉えるという形もあるかと思えます。ただし、町として見る場合にはやはり産業として捉えていきたいと考えております。

○議員(竹本 修君) 大変前向きな考えをお聞かせいただきまして、その中におきまして今後の認定農業者といいますか、そういった方たちへの支援事業、それから地域へのそういった土地の利用を図るために、そういった利用集積に対しまして、町単独で助成等はいかが考えておられるかお伺いしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) 現段階におきましては、まだ今後検討をするという状況でございます。

以上です。

○議員(竹本 修君) 先ほど216ヘクタールの対策事業がなされてるということを申し上げました。そのうちに利用集積事業に当たってるのが、これは県、国の事業と思いますが50ヘクタールということで、そういうことになってるわけですが、しかし今非常に園芸等の価格も安いということで、賃貸借におきまして1万円から1万5,000円ぐらいですかね、そういったものの貸借事業があるという話を聞いておりますが、そこをもう少しこれ認定農家への利用集積ということでぜひともそういったものの考え方をしていただきたいなあというふうに思っております。

といいますのも、農業生産法人の中におきまして私が把握している中におきましては、各校区ごとに20ヘクタールから30ヘクタールぐらいの維持管理をしてる生産農業法人の方がいらっしゃいます。そこに、そういった方たちの集積が行われますと、今後そこにも雇用が発生するんじゃないかということを思っております。

そういうことも踏まえて、国保税の上昇等も考えられます。そういった農業生産、それからそういった雇用というものを考えていった場合に、やはり所得のプラスというものが生まれてくるんじゃないかということを思っております。

そういったことにつきまして、ぜひともそういった集積事業に対しまして5,000円でも3,000円でも結構ですから、預けるほうにやられるのか借りるほうにやるのかそれは今検討されて結構なんですけど、そういった助成等ぜひともやっていただいて農用地の活用をさせていただきたいなあというふうに思っております。農用地の利用につきましては、そういったことでさせて頂きたいというふうに思います。

続きまして、農業関係組織の必要性はということで先ほどちらっと述べられましたが、再度各農業団体の情報交換ということで御質問させていただきたいと思えます。

いま一度町長の答弁をお願いします。

○町長(日高 昭彦君) 時間をとりまして済ませません。ただいまの御指摘ののですが、農業

団体各種ある中で当然行政も含むわけですが、国、県、そして今最も大事なこと、重要なことの一つと言われてるのが情報だと思えます。それぞれの情報をいかに一体的に結びつけるか、いかにチームとして機能するかだと考えておりますので、その点については今後取り組みたいと思っております。

ただし、情報に関しましては一般的な公的機関と民間においては、その取扱い、質、考え方が多少ずれてきておりますので、ずれるというかともとも認識が違いますので、やはりそういう情報化の弊害そういうことについては慎重に取り扱いたいと考えております。

○議員(竹本 修君) 先ほど、ちらっとワンフロア化らしきものを言われたというふうに思うんですが、それにつきましては、たしか平成21年だったというふうに思いますが、都農町との懇談会におきましての一つの問題点でございました。

まず、今農業団体の中におきまして各機関ということで、尾鈴の農業公社、それから尾鈴地域担い手育成総合支援協議会、尾鈴地域水田農業推進協議会、これらに携わってる職員がJA、それからこの行政の中にも多分にいらっしゃるというふうに思っております。

そこで、ワンフロア化ですから一つの場所におきましてこういった連携はできないかということで盛んに、二、三年前ですか、それらにつきましては協議があったように思いますが、それらにつきましてはどのような状況にあるのかちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

○町長(日高 昭彦君) 先ほども答弁させていただきましたけど、現在そのワンフロア化につきましては準備委員会を設置ということで、もう実行に移す直前までの話を今都農町、JAを含めて協議をさせていただいてる状況でございます。

○議員(竹本 修君) 私もこの件につきましては、非常にいいことじゃないかなあというふうに思っております。

といいますのも、やはり今職員の、JAにおきましても行政におきましてもそうですが、職員が減少するに当たって一つのテーブルを囲みながら仕事をするというのは非常に、電話一つでも留守番になると、そういった形があるんじゃないかというふうに考えております。

それともう一つは、東北大震災じゃあございませんけどそういったものにつきまして、この川南につきましては台風等が一番だろうというふうに思いますが、即座にそういった調査というものが可能になってくるだろうと思えます。

どうしても行政だけではそこ辺の数字等はつかめませんので、こういったワンフロア化をすることによっての共有制というもので問題が解決に向かうんじゃないかというふうに思えます。

そういうことも改めて、距離はあっても、しかし今現実につきましてはインターネットや何かでは、パソコン事業もございませぬ。そういうことで、処理は可能だろうというふうに思えますので、ぜひともこういった形をやっていただきたいなというふうに思っております。改めて、この春先にそういった形があるということですね。そういう認識でいいんですかね。

○町長（日高 昭彦君） 具体的には、12月27日にその準備委員会設置の臨時総会をする予定にしておりますので、年明け、今春先との御指摘ですが当然早い段階で取り組むつもりでございます。

以上です。

○議員（竹本 修君） 非常に前向きに検討されていることに敬意を表したいと思います。

続きまして情報発信等の考えはということで、ちょっと町長自身のほうに御質問をさせていただきたいと思います。

町長におかれましては、この8月につきましてフェイスブックなるもので、こういった記者会見じゃないけどそういうこともございました。そういうことを踏まえて、これからの情報発信等の考え方ということで質問をさせていただきたいと思いますが、先ほどから、くどいようですが私は足元の特産物を把握しながら、そういった川南町の諸例そういったものに対してのといった情報発信ではなかろうかと思いますが、再度町長にその考え方ににつきましてお聞かせをいただきたい。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり地元には何かあるのか、そういう足元の特産物の発信が最終的な目標であるかと思えます。

情報に関しましては、受信する側はテクニックが、技術があればある程度のことではできると思いますが、やはり発信についてはそれなりのセンスと申しますか、何をどこに発信するのか、そこは十分に考えた上ですべきだと思います。

繰り返しますが、今受信することにつきましてはかなりの職員、ほぼ全員ですが簡易にできるようにはなっております。これから先はいかに我々がどちらに向くか、どうやってするかということを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 非常に、私はこういった広報の発信というものはよかろうかというふうに思うんですが、先ほど言いますようにやっぴり的確な把握のもとでやってほしい。

その中で、一つ質問させていただきたいと思いますが、10月の下旬に武雄市で開かれておりますフェイスブック等の会議が、発足会議ですかね、そういったものがあつたようにお聞きをしておりますが、それらにつきましての町長の出席があつたのかお伺いをしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 武雄市に開催されましたのは、日本フェイスブック学会で第2回目でありまして、実は川南町という議場をわざわざ使用して、参加人数も制限して150人で全国に発信しております。ただ、川南町としては自由研修という形で、休みをとって自費で4名行っていただきました。

以上です。

○議員（竹本 修君） ありがとうございます。私が何でこれをお聞きしますかというのは、その中で武雄市長がこのサミットを通じて今後は、あのときに10団体でしたかねたし

か、加盟ということでされておったようですが、それにつきまして、今後につきましてはインターネット通信販売等も考えていきたいということでおっしゃったものですから、そこ辺のところをどういうふうな参加を考えておられるのかなあという気がしたものですから、それではその参加したのはオブザー的の、会員ということじゃなかったんですかね。再度詳しい。

○町長(日高 昭彦君) そういうフェイスブックの商品、インターネット上で各自治体が連携して商品を出そうというのを、まず武雄市が一番先にされております。

それに今回10団体が加盟してやっておりますし、川南町に声をかけていただいたのは事実でございますが、まだうちは体制がそこまでできておりませんので、今回については10団体の中には入っておりません。

しかし、これは今後急成長ていうかかなり注目もされてますし、組織ができ上がれば、かなりのスピードで発達していくものだと思っております。そのときにはチャンスがあればとは思っております。

○議員(竹本 修君) ちょっと武雄市長の考え方が気になったものですから、きょうは確認をさせていただきました。

参加に当たっては今町長が言われましたこと踏まえて、やはり誰がこの川南町で窓口になるのか、そういったものを検討しながらやっていただきたいというふうに思っております。

先ほどからくどくど申し上げますが、数字的に基礎的なものを構えてそれからそういった発信と受信とをやっていただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(山下 壽君) 次に、河野幸夫君に発言を許します。

○議員(河野 幸夫君) 通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず1つ目は、総合健診についてと目の緑内障の検診を追加される考えはないかお聞きいたします。

総合健診を受けることは、病気の予防や早期発見等に大変大事なことと思っております。がんなど早くわかり、大変感謝されていらっしゃる方もいます。

全国では、緑内障の患者が約240万人いるともいわれています。全国の中で、その自治体が検診を実施されているところもあります。目の病気も、緑内障、網膜剥離やがんなどいろんな病気もあるわけでございますが、目の大切さは皆さん十分わかっておられることと思いません。

今まで町の総合健診に緑内障等の検診が行われていなかったもので、町長が町民の皆さんのことを思う気持ちがあるならば、この目の緑内障等の検診を総合健診の中に追加される考えはないか、町長にお伺いいたします。

2つ目ですが、体力向上についてと子供の体力向上等の指導についてお聞きいたします。

最近の報道等で子供たちの体力が落ちたとよく耳にします。以前のように、運動会や部活

動、遊びなど、それ以上にいろんな行事等をされていることと思いますが、体力の落ちているのはなぜでしょうか。水泳等もできない子供がいると聞きます。全国的に見て、川南町内の子どもはどうなっていますか。

体力測定等で握力、ソフトボール投げ、立ち幅とび、反復横とび、50メートル走、前屈、腹筋等が実施されたことと思いますが、将来のある子供たちに体力をつけ、丈夫な体をつくってしっかり運動していくことは大変重要と考えます。子供たちの体力向上にどのような主眼を置き指導されているか、教育長にお聞きいたします。

3つ目のスポーツ振興についての1つ目ですが、近隣公園、屋根付多目的運動場、東地区運動公園、簡易宿泊研修施設を活用するためのスポーツキャンプ、合宿、大会等の誘致への取り組みのことですが、同僚議員の質問もありましたけれども、それぞれの施設が完成も間近ということで、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正、川南町都市公園条例の一部改正が提案されているようでございます。

住民の中には、こんなものをつくってむだじゃないかと言われる方もいらっしゃいます。この施設を利用していくのに、全庁全職員が一丸となって取り組んでいく必要があるのではないか。町内外のアピールスケジュール等も計画されていると思います。具体的に合宿、大会誘致など等があればその態勢はできているか町長にお伺いいたします。

それと1つだけ。ラグビー大会があるわけですが、高鍋高校の全国大会出場、また川南町のラグビークラブも活躍されているようでございます。これを川南町にこのラグビー大会を誘致される考えはないかお聞きいたします。

3つ目のスポーツ振興についての2つ目ですが、上記の施設等を町内スポーツ大会の活性化にどのようにつなげていくかということです。

皆さんいろんなスポーツを通じて健康と体力づくり等をされ、いつまでも元気でいられるように運動され、スポーツの大切さを感じていることと思います。病気の予防、治療には、食事と運動をすることとよく言われます。

川南町の第5次川南町長期総合計画スポーツ活動推進の中で、町民1人1スポーツと掲げています。町内のスポーツ振興に、具体的にどのように活性化に取り組まれていますか。町長、教育長にお伺い申し上げます。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの河野議員の質問にお答えをさせていただきます。

教育長に対する質問もございましたので、後ほどそちらのほうは教育長にお願いします。

まず、総合健診における緑内障、そういう目についての検診はどうかということでございます。

健康を第一と思ってない方は多分いらっしゃらないと思いますし、河野議員におかれましても常にスポーツを心がけて、常日ごろからそういうところに率先して参加していただいることに感謝を申し上げたいと思います。

目についてでございますが、通常の総合健診におきましては、例えばがん検診であるとか

移動式の、移動車があつてできるものであります。つまり、目についてはまず県内においては医師数が足りない。そして、検診をするには機材を持ち込む必要があると。そういう点からいたしまして場所の設置、そういう点からいたしまして現在県内ではどこの市町村も自治体としては取り組んでおりません。

また、目を使われる職業のパイロットの方、そういう方々も県内においてはそういう専門医に、まず病院に行つていただくということで対応されているようでございます。

結論から申しまして、現状といたしましては町にそういう機材、ドクターを呼んでそこでするちゅうのは今は非常に厳しい状況でございます。いろんな形で、総合健診の中で目の、そういう対話とか聞き取りの中で、目に異常がある場合はこちらから眼科に行くことを促すとかそういうことで現在は取り組んでおります。

次に、体力向上については教育長のほうということでしたので、後ほど答弁させます。

スポーツ振興につきましてであります。まずその大会等をどうやって誘致するのか、何を使うのかということでございます。

今1番は、高森近隣公園つくっております。最初の答弁とも重なるかもしれませんが、東地区の運動公園、高森の公園、そして既存の運動競技場を使ったサッカー等の誘致がもう間近だと考えております。既に、サッカーは常に川南を使つていただいております。

現在建設中の屋根付多目的運動場に関しましては、まず野球、ソフトボールの雨天の練習場として捉えているところでございますが、今社会人のキャンプもずっと続いておりますので、その方たちに利用していただくということになると思ひます。

それと、今注目しているのはテニス、フットサル、そういうことも屋内でできる。特にテニスにつきましては、現在屋外のコート4面と今後中で使用した場合に2面とれますので、6面という形で非常に大会誘致に大きな要因となるかと考えております。

あと東地区のスポーツ合宿所ですが、小学校、中学校、高校、大学まで、まあ、高校までのそういう学生に対してのスポーツ合宿という方で考えております。今後ともこれからですので、いかに周知徹底させるかということが大きな課題であると考えております。

最後のスポーツ大会、ラグビーについてもございましたけど、現状といたしまして川南クラブが九州トップリーグということで活躍をしていただいておりますし、彼らにつきましてはスポーツだけでなく地域への貢献ということで、いろんなボランティアもしていただいております。

そして、川南町が目指す企業型ではない総合型地域スポーツクラブ、要するに地域で育て上げるスポーツクラブのまず一番の例として、川南クラブ、ラグビーが上げられると思ひます。それは会員、賛助会員を募つて会費をいただいて、それで運営していく、その分はちゃんと地域にお返しするという形をとつていただいております。

今後につきまして、やはり体育協会等がございます。最終的には自立できる指定管理者も踏まえて今後の取り組みとして考えております。

残りは教育長に答弁させます。

○教育長(木村 誠君) それでは、まず子供の体力向上等の指導についてお答えをいたします。

近年の社会環境や生活様式の変化により、運動機会の減少、それから生活習慣の乱れが生じてきておりました、体力、運動能力の低下を初め、自分の体をうまくコントロールできない子供や健康管理がうまくできない子供たちが増加していることが指摘されております。

このようなことから、毎年国のほうで児童・生徒の体力、運動能力調査が実施され、この結果をもとに各学校で体力の実態を把握するとともに、体力向上プランを作成し体力段階に応じた取り組みを教科体育、学校教育活動の中で実践し、家庭、地域との連携を図った取り組みも行いながら体力向上を目指しております。

また、児童・生徒の心身の発達を図るため、食育の推進にも取り組んでおり、各学校において定期的に朝食の摂取状況を実施したり、毎日の給食を教材にしながら望ましい食習慣を身につけさせる活動を行っております。

以上でございます。

○議員(河野 幸夫君) 目の緑内障のことなんですけれども、町長何かもうできんようなイメージで、立たないかと。失礼しました。

町長はできないようなイメージで言われたんですけれども、身内でも目のちょっと悪い何がいらっしゃいまして、早期にできるためにどうしても検診をされるようなことを望んでいるわけですが、全然できないようなイメージだったけどいつかやりたいというような気持ちはありますか。

○町長(日高 昭彦君) 非常に重要な質問かと思いますが、私の身内にも緑内障がありますが、現状といたしましては今現在では残念ながら非常に厳しいです。ただ、将来的に全くゼロかというところという思いで仕事するわけにはいきませんので、可能な限り検討したいと思っております。

以上です。

○議員(河野 幸夫君) 2つ目の体力向上のことについて、教育長にお伺いいたします。

○議長(山下 壽君) 河野議員、名前言って名前。

○議員(河野 幸夫君) 体力向上のことですが教育長にお尋ねいたします。

先ほども食事のことを言われましたけれども、朝食とかもう家に引きこもりがちな子供がいるとも聞きます。そういった方の指導をどうされているのかお聞きいたします。

○教育長(木村 誠君) 先ほども申し上げましたけれども、朝食の摂取状況等を調査しておりますが、学校によっては100%朝食を食べてるところありますけれども、やっぱり中学校になると若干落ちて平均として95%ぐらいのところありますけれども、やっぱり早寝早起き朝ごはんていうこと今一生懸命やっておりますので、学校としてもそういう調査をしながら朝食をとってくるようにという指導を繰り返しやっております。

以上です。

○議員（河野 幸夫君） 先日のテレビの放送で、これは今ダンスは中学生は必須科目になってるんですかね。

○教育長（木村 誠君） 今ダンスは必修になっております。

以上です。

○議員（河野 幸夫君） このダンスについて、沖縄の女子小中学生で構成されるダンスチームがヒップホップダンスとって日本一になられ、アメリカに行って世界一になられたと報道されております。

このダンスは、子供たちの歓迎することが70%ぐらいあると言われております。これはもう動き回って全身使うわけですから、体力向上には非常にいいんじゃないかと思っております。このダンスを力を入れて指導していく考えありませんか。

○教育長（木村 誠君） 以前は、ダンスといいますと創作ダンス、それからフォークダンス、この2つだけだったんですけど、今はもう今おっしゃったようなリズムダンスなりヒップホップダンス等もやっていいということではありますが、なかなか指導者そのものがそこまで追いついてない状況もありますけれども、今そういう研修を県のほうでやっております。

おりますし、また地元でもそういう指導者がいらっしゃいますので、文化連盟のほうから何とか使えんとかという話もございますので、そこあたりと連携しながら指導者の育成を図っていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議員（河野 幸夫君） ぜひ取り入れてやってもらいたいと思っております。

3つ目のスポーツ振興についてでございますが、ラグビーの誘致などをちょっと申し上げましたけれども、もう将来的に長期的計画でラグビー大会など川南町に誘致する考えはないかどうか町長に。

○町長（日高 昭彦君） 現在としてはまだ計画はしておりませんが、将来的には会場もありますし、せっかく合宿所ということで作るわけですから、可能性がある限り検討してまいりたいと考えております。

○議員（河野 幸夫君） スポーツ振興の2つ目なんですけれど、町内スポーツ大会のことについてちょっとお尋ねいたします。

10月の分館親善バレーボール大会が町の運動公園であったわけでございますが、その町長のあいさつの中で、こういう運動公園でのバレーボール大会は日本一だと胸を張っておっしゃいました。

ちょっと驚きましたけれども、これは町職員の取り組み、区長兼分館長さん初め各地域の皆さんの協力の賜物ででき上がったことと思っております。こういう取り組む姿勢が参加した町民と一体となり、一層活性化につながることを考えます。

反面、私もやってるんですけども分館ソフトボール大会というのがあってるわけですが、

これは町が余り積極的じゃないんですよ。それで、継続は力なりといわれます。何とかそのソフトボール大会を協会、あるいは事務局の協力で何とかやっているわけですけども、隣の都農町のソフトボール大会や野球大会を見ますと多くの方が参加されています。新聞等にも載ってますけれども、あれを見てもうものすごく感動いたします。

こういうことで、ソフトボール大会を取り組む姿勢をどう考えていらっしゃるでしょうか。これは教育長かな町長かな。どちらもよかったら。

○町長(日高 昭彦君) どっちでもいいそうですが、私のほうも教育長のほうもそれぞれの立場で答弁させていただきたいと思います。

まず、スポーツについての考え方でございますが、私も野球が好きなので河野議員と同じ意見は十分持ち合わせておりますが、今言われてるのは、いつでもどこでも誰にでもいつまでもできるそういう生涯スポーツのあり方が健康につながるというふうにうたわれております。

先ほどのバレーボールに関しましては、川南町は屋外で16面、ことしは12面でしたけど、全国で調べてみると五ヶ瀬が6面とってるほかはないそうです。ということで、日本一を名乗らせていただきました。

繰り返しになりますけど、ソフトボールの大会やはり楽しみにされてる方も非常に多いかと思いますが、町としてはトータルとしてのスポーツを取り組もうと考えておりますし、できることはやはりソフトボール協会もございますので、いろんな形で連携を取りながら今後も取り組みたいと思っております。

あと、教育面というか教育長のほうからの答弁をお願いします。

○教育長(木村 誠君) 1人1運動ということで先ほど御質問ございましたけれども、まあ町長からも答弁がありましたけれども、総合型地域スポーツクラブですね、ここあたり今、これマネージメントする人が必要なんですけれども、それ希望者が今出ております。

先日、県教委、それから体育協会のほうで研修がありまして、スポーツ振興係の1人と今やってみようかという人が2人研修を受けに行っておりますが、このマネージメントする人は資格が要るんです。これは試験受けて通らないとできないということがありまして、そこあたりも考えながら次年度に向けていろいろ今準備を進めておるところでございますので、総合型地域スポーツクラブ、略称総合クラブですけども、そこあたりが形づくられてくれば、また町民一人一人の運動できる機会というのもまた増えてくるんじゃないかなというふうに私は思っております。

以上です。

○議員(河野 幸夫君) 町民一人一人のスポーツというようなことを掲げていらっしゃるわけでございますので、ぜひ積極的に全庁全職員上げて取り組んでもらいたいと思います。

最後に町長と教育長に一言お願いします。

○町長(日高 昭彦君) スポーツ大好きな河野議員の最後の質問でございます。

私も、やっぱりスポーツを实践したいと思っておりますし、意気込みとしては最終的に何のためにスポーツをするのか、やはり町民が健康であって元気な町になってほしいという思いからでありますので、できることは全面的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○教育長(木村 誠君) 夕方運動公園に行きますとかなりの方がジョギング等されております。私自身が今一番運動やってないのかもしれませんが、まず私自身は運動公園活用しながらみずからの健康づくりに努力したいと思っております。

以上です。

○議員(河野 幸夫君) 終わります。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、川上昇君に発言を許します。

○議員(川上 昇君) 一般質問通告書に従って大きく2項目ございますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、第5次川南町長期総合計画の中からまちづくりについて2点お尋ねします。

それによりますと、まず計画策定の趣旨に平成22年度を目標年次とした第4次川南町長期総合計画で、生まれて育ったことに誇りの持てるまちを目標に掲げ、各種施策を積極的に推進してきたと記されています。

そして、さまざまな時代背景や諸情勢の変化を踏まえ、地域の特性や資源を最大限に生かした新しいまちづくりの指針となるため、第5次川南町長期総合計画を策定しますとあります。

また、この計画は本町の行政運営の基本となる計画で、今後のまちづくりを進める上での指針とし、各種施策や計画の基本となることを目的とすること、さらに役割は3つほどあって、その1つに、町民に対し今後のまちづくりの方向性と施策を明らかにし、町民と行政との協働による目標達成を実現すると示されてもおります。

計画は、平成32年度を目標年次とし、施策の実施年度や具体的な事業内容、財源などを示し、各年度の予算編成の指針となるものであります。実施計画は、2年間で別途作成するとし、ローリング方式で毎年定期的に計画内容を見直すというもの。町の将来像は、自然と調和した輝くまち新生かわみなみ、活かす、育てる、安らぐが新たなまちづくりの基本理念となっており、5つの基本目標は、豊かな自然と共生する安全・安心なまちづくり、2、地域の特性、自然を生かした輝くまちづくり、3、健康で生き生きと暮らせるまちづくり、4、

生きる力を育む人づくり、まち文化づくり、5、みんなで創るまちづくりとなっております。

については、平成23年度が初年度で間もなく2カ年が経過しようとしておりますので、2回目の見直しの時期を迎えるわけであります。

具体的な事業内容あるいは財源などについて、2回目の見直しの時期を迎え、施策の問題点や課題もちらほら見えてきたのではと推察するところであります。具体的な細かい部分までを求めるものではありません。要訳されたアウトラインで結構ですので、この点いかなものか伺います。

次に、いわゆるまちおこしについてであります。

基本目標2番目の地域の特性、資源を生かした輝くまちづくりでは、本町が持つ特性や資源を生かした農林水産業、商工業を振興し、互いに連携することで地域経済の活性化を図るとともに、就業環境の改善による雇用の創出と定住促進を図ります。

また、これらの産業と一体となった観光素材や、本町の魅力を発信できる観光を創出し、活気にあふれた人や産業が輝くまちづくりを目指しますと、いわゆるまちおこしについての計画があります。計画2年目の現在、どのような取り組みをなされているのか伺います。

続きまして、人口減少対策についてお尋ねいたします。

町の資料によりますと、平成17年の国勢調査結果によると本町の人口は1万7,323人、これまでの推移では減少傾向にあり、平成2年の1万8,371人から15年間で1,048人の減少となっております。率にして5.7%の減少ということになります。

本町の将来人口は今後さらに少子高齢化が進み、平成32年には人口1万5,521人になると推測されていることは御承知のとおりであります。平成2年からの30年間で2,850人、率にして15.5%の減少となるわけであります。

もちろん14歳以下の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口は比例して減少するものの、65歳以上の老年人口は反比例して増加してまいります。平成32年の老年人口は5,490人で、総人口に対し35.4%という推測がされております。

については、人口減少のみならずまさに少子高齢化が顕著となってさらなる課題に立ち向かう今、第5次長期総合計画では町民、民間団体、行政などが連携して町の将来像実現のために各種施策の実施に努めますとありますが、どのような施策で臨むのかお聞かせ願います。

以上、よろしく申し上げます。

○町長（日高 昭彦君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

まず、活かす、育てる、安らぐの基本理念を踏まえた上で、将来像として自然と調和した輝くまち、新生かわみなみとしております。それに対する基本目標5つを掲げておりますので、御指摘のとおり項目ごとに大きく現在の問題点、課題等を説明したいと思っております。

まず、1番目の豊かな自然と共生する安全・安心なまちづくりについてでございますが、特に東日本の震災以降地域は地域で守るという共助が非常に重要であると認識しているところでございます。その主体となる組織が自主防災組織であります。

現在、町内においては浜の18区、そして2区、17区、また青鹿ダムの下の市納、まあそれは1組織でありますけど、4カ所で取り組みがされております。あと1区4区が現在検討中のところでございますが、当然災害に強い、午前中の議員にも御指摘を受けましたけど、安心なまち、災害に強いまちということでもありますので、この自主防災組織、まちづくりのキーワードとしてとらえ全町的に広げる考えでございます。

また、12月1日から今までフロンティアバスを運行してございましたけど、オンデマンドバスということで1年間の実証運行を行い、本町に適した公共交通の実現を目指したいと考えております。

2番目の地域の特性、資源を生かした輝くまちづくりでございます。何度か答弁させていただいておりますけど、口蹄疫からの復興ということで、畜産農家を中心に特定疾病のない地域づくりを推進しているところであります。

T P P参加問題など、農業の問題が非常に国際化しておりますが、最終的に自給率向上を目指して日本の食糧基地とそういう強い農業を推進していく考えでございます。漁業の振興につきましても、引き続き漁港整備、また商工業との連携、6次産業化について検討しているところでございます。

3つ目、健康で生き生きと暮らせるまちづくりについてでございますが、御指摘のとおり非常に高齢化が進み、サービスの高度化、医療費及び介護保険給付、年々増加しております。

しかしながら、持続可能な視界保証制度を目指すためにいろんな健診、訪問指導、健康教室などに取り組んでいるところで充実に努めたいと考えているところであります。

4番目の生きる力を育む人づくり、まち文化づくりでございます。少子高齢化、またいろんな高度情報化の急速な進展に伴い、社会環境が非常に変化している昨今でございますが、町民の学習ニーズは多様化、高度化しており、生涯学習のさらなる充実が求められているところであります。

また、地域活動につきまして地域コミュニティの活動が非常に重要性をましているところでございまして、先ほども申しました東日本大震災で地域のコミュニティの重要性というのが証明されたところでございます。現在、地域づくり検討委員会を設置しまして川南町のもう一つの大きな課題であります地域づくり、末端行政についても取り組んでいるところでございます。

最後に、みんなでつくるまちづくりということでございますが、非常に今国のほうも公的な債務残高1,000兆円超えたということで非常に厳しい、交付税に関しても厳しい状況ではありますが、これまで取り組んできた行財政改革それなりの成果を出しているところであります。一時的なものではなく、常にこれは行財政改革については取り組まなければならない問題であると認識しております。

次に、まちづくり、まちおこしについてでございます。

川南町におきましては、観光地、景勝地、やはり名所旧跡等が少ない分、まちおこしに対

する取り組みというのは県内でも有数の取り組みをしていただいていると感じております。

特に、若者連絡協議会の主催するフェスティバル、何度も出てきますけど商工会の軽トラ市、最近では地場産品を使ったチームがははの浜うどん、そして商工会女性部のAKBB、いろんな形で今もやっております電飾大作戦、そして四季を食べる会など、年間を通じた地域を元気にする活動というのを取り組んでいただいていると認識しております。

地域が地域の資源を用いて、みずからの力で活性化を図るとすれば限られた資源をいかに有効に活用するか、そういうことが大事なことでありますので、例えば地域の企業、我々行政、いろんなNPO、そういうものも地域の資源であると捉え、お互いに相乗効果を出しながら一体的な取り組みが必要であると考えております。

また逆に、地域の課題、もしくは地域の問題というのを逆に捉えれば、それは地域資源になり得る可能性があるという考えも持っております。例えば、有名な例でいきますと徳島県の上勝町でございますが、これは高齢化という問題を高齢者だからできるそういう課題として取り上げ、町の活性化を図っているところでございますので、そういったまちおこしのエネルギー、いろんな形で総合的な地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。

人口減少に対する2番目の大きな、人口減少に対する具体的な方策はということで、午前中とも重なると思いますが、まず対応策として考えられるのは、雇用の確保、雇用の場の確保というふうに考えておりますが、企業の誘致が非常に厳しい現状である今、定住移住を促進するための環境整備、これはできるんじゃないかということで、来年度から新たな展開を考えているところでございます。

また、今後人口減少が続くと確かに予測されております。その対策のためには、出生率を上げることがまず一番の施策であります。もう一つ考えられるのは、そういう人口減少をも受け入れてその影響を受けにくい、新しい社会の仕組みを構築すべきでないかという、そういう人口減少も踏まえた上で新しい川南らしいシステムがつかれないものかという検討も始めているところでございます。

今後ともいろんな、1つの町でできない問題も含んでおりますので、国、県、いろんな形で連携を取りながら、要望活動も続けながら今後とも取り組みたいと考えております。

以上です。

○議員(川上 昇君) はい。ありがとうございます。ところで、町長ただいまの答弁内容ですが、日ごろから報告なり、あるいはもちろんそれぞれの課を通じて検討なりされていると存じるところでございますけども、ただいまの答弁で全体の何%ぐらいが日ごろから検討されていることなのか、それと町長の思いがただいまの答弁の中で何%ぐらいあるのか、のっけから非常にいじわるな質問でございますがよろしくお願いします。

○町長(日高 昭彦君) わかりやすい質問ですが、非常に答えづらい質問であります。私といたしましては、常にできることを100%のつもりであります。冷静に考えてみて半分ぐらいだと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。私が思ったより高い%で安心しました。

早速でございますけども、総合計画の件なんですけども、計画書の中で77ページに出てくるんですけども、総合計画審査会というのがありまして、そこで検討されたんだというような状況で計画書が編集されております。

その会長が町長宛に、計画の推進に当たっては審議過程で出された意見に十分配慮し、具体的な施策により目的が確実に達成されるよう要望しますというコメントがついております。公文書の中に。

また2ページに出てくるんですけども、第1章の計画策定のところで、実施計画の期間は、先ほどもちょっと申し上げましたが期間は2カ年で別途策定するものとし、ローリング方式で計画内容の見直しを行いますとなっております。

これは、恐らく普通に考えれば進捗状況、進捗管理のいわゆる検証でしょうけども、それがどれぐらいのサイクル、例えば1カ月あるいは四半期、あるいは半年とか1年とかあるでしょうが、半年以上になるとピントがぼけてなかなか管理しづらいんじゃないかと私なんか思うんですけども、情報の共有もしなくてはなりませんし、たびたび議論の場も設定しなきゃいけないんじゃないかと思うところですが、当然計画ですから目標でもあって、進捗状況あるいは到達状況、達成度ですね、中には達成したやつもあるのかなというふうに思うんですけども、その管理をしていかないと絵にかいたもちじゃないんですけども要するに意味がないと、ただ言葉だけを並べただけと、使い物にならないというような計画になってしまうんですけども、この進捗管理は誰がいつどんな要領で行うんでしょうか。お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、進捗状況達成度につきましては、正式なスタンスで申しますと1年に1度見直すということで現在もやっております。毎月、課長会、庁議行っておりますので、その都度直面する課題については報告、検討はしております。

詳しいことは総合政策課長に答弁させます。

○総合政策課長（永友 尚登君） 川上議員の御質問にお答えします。

まず長期総合計画は、各課から出された今後10年間の御案内のとおり基本構想、それから基本計画、実施計画というふうに分かれまして作成しておりますので、各課でのその都度のチェックがなければ推進できません。

それと、向こう10年間という長期にわたる計画ですので、その時々でいろんな経済情勢とかいろんな情勢で、実施計画なりとかそういった短期の部分に盛り込む部分も出てきます。

ただし、先ほど申しましたように、進捗状況につきましては常に所管課の課長なりそれぞれの担当なりがチェックしていきながら事業を進めないといけないと思っております。

以上です。

○議員(川上 昇君) 要するに先ほども言いましたが、目標なり計画というのは達成することに意義があって、達成したいから計画を立てる、目標を立てるということなんですけど、1年に1回やられているというような話なんですけども、例えば書面をつくって1年間これがことしの分の検討資料だよというような例えば冊子を毎年毎年つくってるとか、ローリング方式で討議をするたびにつくってるとか、あるいはただ課長たちとそれぞれの課と協議してるんだよと、進捗状況をそれぞれ検証してますというような話であっても、ただ言葉だけでは何が未達成で何が達成なのか一切わからないですね。

次の日には、もう恐らく担当課の人も町長も次の日には忘れるんじゃないかと思います。そういったのは、管理をしてるといような表現はされないですね。ただ集まって話し合いをしたということじゃないかと思います。やはり書面に残して、ちゃんとやってるかどうかそれが伺いたいんですね。お願いします。

○総合政策課長(永友 尚登君) 先ほど説明しましたが、短期の分で2年間の実施計画書を上げておりますが、年度ごとに、先ほど町長が申しました1年に1回というのは、決算の折にその分のチェック項目ていうか、それについての事業の進捗状況なり、そういった部分については報告をさせていただいていると思っております。

○議員(川上 昇君) しつこいんですが、そしてこの計画書には恐らくアウトラインだけと、要訳された計画書ということで特別なタイムスケジュールはありません。特に、細かいタイムスケジュールは一切載っておりません。これは、町長初め皆さん方、各課長、各課それぞれそういったタイムスケジュールは置いてあるんでしょうか。お伺いします。

○総合政策課長(永友 尚登君) 今手元のほうに実施計画書があるわけなんですけど、この中で事業の施策の内容から事業名、それから事業概要とか事業期間とか予算の内訳とか活動指標それから成果指標とか、事細かに一応その年度ごとに目標設定といいますか、そういった部分は掲げてあるというふうに理解しております。

○議員(川上 昇君) 要するに、進捗管理がしっかりできていけば問題ないわけですね。とにかく、例えば1年間で小さい項目を上げて、この項目は平成24年度にはやっつけると。この項目は少し時間かかるから、3年後の平成25年度までにはちゃんと到達するとかいうようなことで、それぞれの課、それぞれの課長、あるいは町長初め町の幹部の皆さん方がその辺が管理ができてれば問題ないかというふうに思うところです。

内部での検討とか議論というのもある程度書面に残しておかないと、どういった会議がなされた、どういった打ち合わせをしてきたと、検証してきたというのが残りませんから、例えばこの第5次長期総合計画というのが平成32年に目標年次でなってますから、そこで一旦は終わることになるかとは思いますが、中身は変更があったにしても。

また第6次というのがそのうち出てくるんでしょうけどね、そのやっぱり礎となる、いわゆるプロセスを残していかないと進展はないんじゃないかと、進化していかないんじゃないかというふうに思うもんですからそのような質問をさせていただきました。

そもそもそのタイムスケジュールがないと、周りから見てもやる気あるのかよというように見方もあるんじゃないかと思えますね。そこ辺が非常に心配されますので質問させていただいたところです。

このようなことを、そういったことをされてるというなことをこれ即答できるでしょうか、監査委員にもお聞きしたいんですが、こういった計画の進捗管理というのは監査をされたことあるんでしょうか。それとも監査の対象にはならないんでしょうか。いかがでしょう。監査委員と、この件同じ件ですが、町長にも率直な御意見よろしくをお願いします。

○代表監査委員（三角 巖君） 川上議員の質問にお答えします。

監査の対象で、年次ごとの計画どおりの進捗状況、これについて一つ一つのチェックはしておりませんが、見ておりますのは決算審査のときに成果表というのが各課から出てまいります。これは議員の方にも当然配ってある成果表です。あれらについては、それぞれの監査のときに十分に聞き取りしております。

以上です。

○町長（日高 昭彦君） 計画を立てて、結局事業する上で何が大事かよく川上議員に指摘をいただいているところでございますが、まず計画をする。そして実行する。そしてチェックする。このシステムは当然一番大事だと思っております。現在の職員におきましては、かなり高いレベルの意識を持って取り組んでいただいていると認識しております。

○議員（川上 昇君） 監査委員どうもありがとうございました。ただいま町長からも御答弁いただいたんですが、計画あるいは目標に対して今町長も言われたようにPDCAサイクルというんですね。プラン、ドゥー、チェック、アクトということで、これをサイクル、この4つをサイクルしていかないと意味がないと。

つまり管理業務を円滑に進めるための手法なんですね。プラン、計画を立てて、ドゥー、実行して、チェック、評価して、アクションですね、改善をしていくと、この4段階を繰り返すことで業務を継続的に改善するということになろうかと思えます。

今さら私も申し上げる必要もないんですけども、もしかこういった手法でやられてるんであったら問題ないんですが、民間ではよくこういった、特にものづくりに関しましてはこの方法でやっております。

とにかくこれを繰り返していくことに、物はもちろんそうなんですがこういった計画もより洗練された、厳選された計画に仕上がっていくと。いわゆるぜい肉といいますか、無駄なことを省いていい部分だけが残っていくということになりますんでね、ひとつこれをよろしくお願いたいなというふうに思います。

それから、先ほどから何回か出ておりますけども、町長も答えられているようですが、この計画をつくる前に実はアンケートをされてるようで、注目するべきところが私もありましたんでちょっとこれ見てたんですが、直接回答ということ、回答をちょっと編集してつくられてるのが優先度というところがありますけども、町長手元にあるんですかね。手元になけれ

ばベスト5を御存じですかといじわるな質問しようと思ったんですが、ベスト5というのがありますか。優先度。

町民は、このアンケートで何を望んでいるか、一番先にしてほしいことは何かというところなんですが、雇用ですね、雇用をまず一番にやっていただきたいと。2番目が医療ですね、医療対策ということでした。どこだったっけ、出てこん、こういうときには出てきませんね。

それから商工業、農林——雇用対策、それから医療体制、商業振興、工業振興、農業振興ということになってるんですが、なぜ私がこれを言ったかといいますと、いわゆる医療体制というのはちょっとともかく、ちょっと違うかもしれませんが、総じていわゆる産業の活性化、まちおこしにつながってくるんじゃないかというふうに思うんですが、これ御存じでしたかアンケートの結果。町長いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) この長期計画につきましては何度も読ませていただきますので、知ってたかどうかということに関しましては明確に知っておりましたとお答えします。覚えているかどうかというのは、覚えてない部分もあると思います。

○議員(川上 昇君) どういうふうに受けとめればいいのか、ちょっと私も難しいんですが。

○議長(山下 壽君) 川上君、名前から。

○議員(川上 昇君) 失礼しました。いわゆるこういったことは、もちろん我々もそうなんですが、町の職員さんはもちろん町民も本来ならこういったことの内容はやっぱり、細かいところまではともかくとしてどういったことを町民が望んでるかというようなことは何かの方法で、ひょっとしたら何かの方法で町民にお知らせしたかもしれませんが、ちょっと私に頭のほうになかったもんですからちょっとその辺を言わせていただいたんですが、次に進みますが、先ほど税田議員からも話が出ておりましたけども、先日宮崎県内の和牛が、ちょっと繰り返しになりますが長崎県で行われた第10回全国和牛能力共進会において、種牛部門で内閣総理大臣賞を受賞して日本一になりました。

5年前の第9回大会では、種牛と肉牛の2部門を独占して内閣総理大臣賞を受賞して、これももちろん日本一になってるわけですがつまり二連覇を達成して、その前後で10年間、10年間は宮崎牛が、宮崎牛ていまいしょうか宮崎の和牛がいわゆる日本一ということで、この日本一の栄誉を手にしてるわけですね。これから5年先までそうなんですが、ただ川南町では口蹄疫からの畜産再開率が、先ほど話がありましたけども6割程度でしょうか、6割程度といわれる中であって、養豚関係ですね、御存じのとおり、先月ですがこれは第8回の宮崎県肉畜共進会、肉豚枝肉の部で町内の共同ファームの豚が優等賞を受賞してグランドチャンピオンに輝いております。御存じかと思います。

皆さん記憶に新しいと思うんですが、そういったことを踏まえまして改めてお聞きするんですけども、まちづくりあるいはまちおこしを掲げて進化させるためには、実は前回の一般質問でも申し上げたんですが、行政の出番は重要なものであると強く感じますね。

先ほど町長は、県内で有数の取り組みをしていると、まちおこしは有数の取り組みをしている。軽トラ市、浜うどん、それからAKBBですとか、四季の味とか電飾作戦とかいろんな話言われましたけども、これはあくまでもそれぞれの団体さんがやっただけのことであって、もちろん当初は町が何かしら手がけられたかと思うんですが、今町としてやられていることは何なのかということ、どうしてもやっぱりちょっと私個人的にはなかなか感じ取れない部分があるんですけども、行政の出番が重要なものであると強く感じる場所なんですね。

町の特質なり特性を見きわめて固有の地域資源を生かす、先ほど言われましたけども、これは産業活性の起爆剤ということで必ず実を結ぶはずなんですね。地元の宝物、地域の魅力を探す努力こそ積極的に行わなければならないと。

地域に新たな気づきと活力をもたらす、この辺なんですね行政の出番ていうのは。地域に新たな気づきと活力をもたらす、あるいは活動の場をつくる、そしてきっかけをつくる、活性化のエンジンとなると。そのようなリーダーとしての行政ですね、これが非常に重要というポイントといいますか、いわゆる不可欠じゃないかというふうに思います。

基本計画にある地域の特性、資源を生かしたまちづくり、輝くまちづくりの視点からお答えいただいたんですけども、特にこの、例えば牛肉ですとか豚肉の評価がこういう評価、栄養をとったということ踏まえて、何かしら新しい、町で何か取り組まなきゃいけないかなというなお考えをお持ちかどうか伺います。

○町長（日高 昭彦君） 現在取り組んでることでございますが、合言葉といたしましては、日本一づくりということをやっと位置づけてきてるつもりでございます。

それは、日本一大きいとか日本一強いとかそういう意味も当然ありますが、まずうちがやっただけにやっただけの取り組み、オンリーワンでも十分いいかと思っておりますし、今言えることはフェイスブックでのずっと情報発信しておりますが、毎日1,000人から2,000人が見ていただいていると、毎日1,000人2,000人に回覧板を回しているという状況だと私は思っておりますし、まだまだこれはつながっていると信じております。

日本一宣言につきましては、商工会と共同して軽トラ市、例えば屋外のバレーも言いましたし、いろんな形でそういう小さなことから見つけて、まずは発信して何がいかと、それが返ってくるときに、町民に返るときに我々職員が川南はいいですよと言うんじゃないで、メディアから、新聞からラジオから返ってきたときにああ本当にいいんだなということ、それは最終的に自信につながるし、ゴール地点はやはり経済に結びつくことだと考えております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 1つのことも、捉え方個人差がやっぱり千差万別ありましてなかなか、価値観の違いもあるでしょうから非常に難しいところあるかと思うんですが、日本一というところを掲げてるというのは、何ていうんですかねちょっと目標が高いような気も

するんですが、ただそれぐらいの目標持たないと川南町というのをなかなか特化させていくことができないのかなというような気も確かにいたします。

それから、次いかしてもらいますが、実はこれも前回の一般質問で申し上げたんですが、町としては当時、あのとき、3カ月前御存じなかったんですが地域おこし協力隊、その後調べられたと思うんですけども、これは地方自治体が都市住民を受け入れて委嘱するものであって、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民生活の支援など地域協力活動に従事してもらって、あわせて定住、定着を図りながら地域の活性化に貢献するというものなんですね。

これは総務省、つまり国からの特別交付税の財政支援によるもので、隊員1人につき上限が350万円と。これは報酬等が上限200万円、プラス活動費として上限150万円という話のようです。このほか、隊員の募集や活動に要する経費とか、隊員の定住、起業、なりわい起こす起業、それから収納等の支援に要する経費が支援されるということのようです。

さらに、隊員の募集や研修、マネージメントなどの面で地方自治体をサポートするそういったシステムとなっているようなんですが、ことし7月1日現在国内で3府県、144市町村の147自治体で、3府県プラス144市町村ですね、147自治体で413人の隊員が活動のようです。ちなみに宮崎県内では、えびの市で3名の隊員が活躍している模様であります。

ちなみに、人数の多いところは例えば山梨県、ここは県として取り入れられてるようなんですが山梨県が14名ですね、ここが一番多いようなんですが、その次は市で新潟の十日町市ここが17名、愛媛県の今治が12名と。町では北海道の上士幌町ここが8名、それから島根県的美郷ちょうかな美郷まちでしょうかね9名、それから高知の本山町でしょうかね、ここが9名というようなことで、町でもやっぱり8名9名というようなところも、こういった地域おこし協力隊に取り組みれてるというようであります。

何か負けたような気がするんですが、川南町にはこういったのがないというのがですね、その後調査されたんでしょうが何か協議された経緯はございますでしょうか。お伺いします。

○町長(日高 昭彦君) 前回の御指摘からのことですが、現在川南において地域おこし隊というよりも今ある団体が非常に頑張ってくれていると私は思っておりますし、町内の皆様は意外と評価が低いんですが県に出ていくと、26市町村出ていくとその評価は感じるものがあります。

このすべての首長とは言いませんが、私としては川南町に今ある、例えば商工会であるとか各種青年部、農業とか商業、漁業、どれをとっても活動的には、周りの方々からは一目置かれていると思っておりますので、その方々たちに対する支援、また午前中の質問でもありましたけど、県外から、都市部から川南に来ていただける方も実際おりますので、いかに我々は受け入れるのか、その方々たちを入れて、どうやったらもっと外からの視点も入れたまちおこしができるのか、そういう点での取り組みを現在行っているところでございます。

○議員(川上 昇君) ただいまの地域おこし協力隊ですね、この件は、先ほどもちよっ

と申し上げましたが、実は、次にも私が質問しました少子、人口減少対策のうちの一つにもなるのかなと、ちょっと申し上げましたけど、定住、企業、就農等の支援に寄せるという、そういった支援もオッケーだよというようなことですので、その辺は非常に有効かなというふうに思うもんですから、是非この辺取り組まれたらいかがかなと、総務省の、国の支援の制度でございまして、ぜひ、私もこれ検討されたらいかがかなと。取り組む、取り組まないは別です、その検討ですね、検討されてはいかがかなというふうに思います。

それに関して、これ実は、日本農業新聞というのがあるんですが、11月24日付で、指揮者から農幸民族——農業の農に幸せ、農幸民族という特集があったんですが、そこで大阪市立大学の松永先生っていう准教授の方が談話されてるんですが、都市と農村の橋渡しをする政策の一つが2009年から始まった地域おこし協力隊だと、都市の若者を市町村が雇い、地域の支援活動に従事させながら定住を促す、農村で幸せを見つけようとする隊員を描くドラマも放送され脚光を浴びていると。だが、若者の移住を一過性の部分にしてはならないと。農村でやりたいこと、夢を持った若者は隊員の職を離れても地域にとどまると。他方、20人を隊員として採用したものの定住者が1人だった自治体もあると。

どんな若者を受け入れ、どんな効果を期待するか考える必要があるということなんですが、島根県の邑南町では、毎月、隊員と農村のリーダーたちが一堂に会して課題話し合うと。住民には代々築いてきたやり方とは違う形で農産物などを売り出すことに抵抗感はあるだろうが、本音で話し合い、意見の相違を乗り越えたときに強いきずなができる、一步踏み出す勇気が都市と農村の双方に求められているということなんですけども、この記事の前段に、今の学生——要するに若者、今の学生は農村に向かっているというような記事もありました。

農村には、身近さと手応えがあると、都市における分断、無縁社会と言われる希薄な人間関係を改善するヒントが農村には実はあるんだということを今の学生は感じとっているんじゃないかというような談話もありました。非常に興味深かったんですが、こういった若者が変わってきているんだと、我々の何十年前前の我々の時代とは、今変わってきているというようなことで、時代背景、当然経済関係も変わってきておりますんで、学生たちが就職を通じていろいろ感じることもあるんじゃないかと思うんですけども、これも要するに人口減少対策ということにつながろうかと思っているんですが、こういった若者の関係を、先ほどの地域おこし協力隊とはまた別個に離して、若者を何とかこの川南に持ってこようかなというようなことを、町長いかがお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございまして、非常に重要な視点だと考えております。

今、若者を含めて全てとはいかないと思いますが、かなりの方、そういう地方を、田舎を見つめ直している人たちがいることは十分認識しておりますし、先ほども申したつもりでありますけど、やはり川南町が東京にあることはできませんので、川南町のよさを、まず自分たちが誇りに思い、そういう思いで人を呼び込むということは重要だと思っております。先

ほどの協力隊についても、検討する必要はあると思いますし重要だと考えております。

○議員(川上 昇君) 結果はともかくとして、ぜひ何かしら可能性があるようなこと、あるいは活性に向かうようなことがありましたら、ぜひ、さまざま取り入れることを前提として検討されるとありがたいなというふうに思うところです。

これも、実は午前中ちょっと話がありましたが、島根県の隠岐の島のほうなんです、海士町という話が午前中、米山議員でしたか、あったんですが、ここの山内町長を日高町長御存じでしょうか、いかがでしょう。

○町長(日高 昭彦君) 残念ながら会ったことはございませんが、本を読んだりテレビ等で拝見したことはございます。

○議員(川上 昇君) ありがとうございます。

実は、私、幸いにも先日その町長の話聞く機会がありまして、海士町の離島発、離島です、隠岐諸島ですから離島発地域再生への挑戦ということで話を聞く機会がありました。最後尾から最先端へということで、一番後ろから一番前へというようなことで、海士町にはないものはないんだという開き直りからいろんな事業なり、さまざまな施策を打ち出されて取り組まれているようです。

事業はもちろんですが、若者の定着・定住、それから学校のこともされているようですが、ここも少子化、人口減少というともうちょっと重なってくるんですが、町の支援策ということで人口減少のほう、ちょっと入り込んでいきますけども、Iターンを非常にうまいぐあいにやられたというようなどころもあるようです。

例えば、出身地別ですね、Iターンが218世帯で330人いたんだと、小さい島ですね、いうことのように。定住対策として、体験住宅8戸、定住住宅の新築39戸、空き家リニューアル29戸、公営住宅5戸、看護師住宅3戸、合計84戸を緊急に整備したんだと、あの小さい島で、そういうことをやったようです。

少子化対策として、海士町子育て支援条例というのをつくりまして、結婚祝い金1カップル10万円の助成だとか、例えばですよ、例えばじゃない一方的な報告なんです、出産祝い金1人目で10万円、2人目で20万円、3人目50万円、4人目以上には100万円ずつ出すんだと。妊娠出産の交通費を助成する、不妊治療のための交通費助成30万円程度と。

それから、18歳以下の精密検査のための交通費を助成します。保育料は第3子以降無料、転入児童奨励金は5万円、就学前乳児医療費……

○議長(山下 壽君) 川上君に申し上げます。

○議員(川上 昇君) はい。

○議長(山下 壽君) 発言時間の制限を超えておりますので、簡潔にお願いいたします。

○議員(川上 昇君) そういうことで、大変失礼しました。

何もないところでも、最後尾から最先端へ行くんだという、こういった力強い気持ちが町の再生になっているんだということを、大変申しわけないです、一方的に申し上げて、今後

の何かしらに役立てていただいたらよろしいかなど、また私らも一緒に精進していかなきゃいけないなということを申し上げて、時間をオーバーしました。失礼します。ありがとうございました。

○議長（山下 壽君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問いたします。

第1点は、町営住宅の整備についてです。

公営住宅法第1条は、公営住宅は、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸しし、または転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ことを目的とした住宅であることを掲げています。住宅は、何よりも人々が社会生活を営む上での基盤です。全ての国民に対して良質で安価な住宅を安定的に供給し、公的な援助をすることは国や地方自治体の当然の責務であり、それは憲法にも明記されています。

川南町営住宅の73%は築後30年以上の住宅です。川南町は古くなった町営住宅について空き家政策をとっていますが、その目的と現状はどうなっていますか。長寿命化計画はありますか。住宅の入居を待っている方は何世帯でしょうか。また、町営住宅の建てかえ事業の推進計画はどう進めていくのか、お尋ねします。

第2点は、情報開示についてです。

情報開示についてどのように考えているのか。自治体が関連している団体について、管理、補助などの考え方はどうか、過去3年間で何件開示請求があったのか、どのような内容が多いのかお尋ねします。

第3点は、介護事業所についてです。

介護事業所について、規定に基づく報告、状況把握はどのようにしているのか伺います。

特に、地域密着型、いわゆるグループホームについては市町村にその認可権が与えられ運営についても、立ち入り検査も含め、監視体制も不十分であっても町に与えられた義務は大きいですが、毎年どのような調査を行い状況を把握されているのか、お伺いします。

行財政改革で、グループホーム職員は大変少なくなっていますが、安全管理基準は満たしているのか、伺います。

第4点は、山本小校庭への民営保育所設置計画についてです。

私は、昨年12月、町立保育所廃止統合計画の見直しについて、町長への申し入れを行って以来、議会ごとに問題点を追及してきました。

さきの9月議会において、山本、記念館、野田原保育所を廃止する町保育者条例改正案と関連予算が提出され可決されました。これは、山本小校区、川南小校区内の父母の希望と児童福祉の拠点を失う面でも見過ごせないものです。また、統合保育所をどこに設置するのか、山本小校庭内として、その位置も面積も公表しない不当な予算です。

そこで、お聞きしたい第1点は、地域住民の利便や恵まれた用地を無用にして、どうして小学校校庭利用となるのか。3地域の住民や保護者への希望に沿う合併場所の選定や協議が

どうつくされたのかお聞きします。

第2に、山本小校庭の譲渡可能な位置と面積です。廃止予定の3保育所の敷地面積は2,400平方メートル以上です。その3倍もの認可定数の統合保育所では教室棟への接近、運動場への囲い込みは当初から想定されました。教育委員会を初め、学校関係者との協議がどれだけ尽くされたのでしょうか。

第3に、選定事業者の友愛社は、8月上旬、保育所設置方針と設置場所についての提案を山本校区全世帯に配布しています。テニスコートを中心に運動場北側スタンド以内とし、教室棟のすぐそばまで接近するというものです。

さらに、限られた敷地に地域交流館などを併設し、2階建てとしています。山本小校庭への設置計画が当初から山本小ありきと同時に事業者の事業目的に迎合する姿ではないでしょうか。

第4に、地域にも開かれた運動場の機能保持です。事業者の計画図面や運動場北側スタンドを超えない位置とした町の説明を翻し、運動場の一部を提供しようとしています。昨年6月、山本小校庭の位置、面積の公表以来、スポーツ少年団やソフト愛好会などによる批判や議会追求の中で北側スタンドを超えないと町の見解も示されてきたものです。山本地域の唯一のスポーツや友好親善の場を保持するのは町の務めではないでしょうか。

以上、お聞きいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの内藤議員の質問にお答えいたします。通告書に従った、順次お答えさせていただきます。

まず、町営住宅についてでございますが、まず政策空き家についての目的と現状ということでございますが、政策空き家と申しますのは、老朽化した公営住宅の建てかえ工事をするために建てかえ事業を行うために住戸の既存、新しい入居者を停止する結果、生じた空き家という定義でございます。現在のところにおきましては、桜ヶ丘住宅で現在28戸が空き家になっております。あと、2戸ということでございます。

また、建てかえ事業、築34年を超えた老朽化した住宅もでございます。現在は、6団地におきまして26戸の入居停止を行っております。これは、いろんな水漏れでありますとか、そういう老朽化したために入居を停止している状況でございます。

こういう建てかえ事業につきましては、川南町の公営住宅ストック総合活用計画というものに基づいて全て行っております、桜ヶ丘住宅につきましては平成20年度に建てかえの説明を行わしていただいております。今後の見通しといたしましては、平成27年度に工事を着工し、28年2月に入居開始を予定しております。

現在の入居待機者でございますが、60世帯でございます。ただし、その7割以上の43戸が新しい住宅を希望されておりますので、今、急を要している方が17個であると認識しております。

また、こういう公営住宅をもっとつくってほしい、自治体のそういう責任ではないかとい

う御指摘もございましたが、全戸数に対する公営住宅の割合と申しますのは、本町におきましては7.3%、県内平均の4.7%を大きく上回っている現状でございます。管理、運営面を考えますと、戸数的には現在はもう限界であると感じておりますし、町内に民間住宅の建設も進んでおりますので、いろんな意味での活性化も含めましてそういったところをご利用いただければと考えております。

情報開示につきましてでございますが、過去3年間で40件ございました。昨年が、23年度が19件、22年度は、口蹄疫もあった関係で4件、21年度が17件でございます。その内容でございますが、主に畑かん関連の開示、次に山有の堆肥化センターについてがほとんどでございます。

介護事業所についてでございますが、御指摘のとおり、現在、町が管理するそういう義務があるグループホーム小規模多機能型が4カ所ございますので、介護事業所につきましては2カ月に一度、協議運営委員会が開催されているところでございます。また、その施設の現状報告、指導、相談等を包括支援センターとともに一体的に行っているところでございます。報告につきましては、いろんな事故が発生した場合、変更が出た場合ということで適切に提出をされているところでございます。

また、グループホーム職員の安全衛生基準は満たされているかという御指摘でございますが、御質問でございますが、今、そういう労働安全衛生法違反で調査を受けた、指示があったという報告は受けておりませんし、内容といたしましては十分に基準を満たしていると認識しております。

最後に、山本小学校区の保育所の件でございますが、これも6月議会、9月議会、また廃止条例の審議過程でもお答えしております。同様な同じ質問でございますので、11月の議会だよりも載せておりますので、重なる部分はそこで御確認をいただきたいと思っております。

山本小学校校庭の譲渡可能と聞かれたと思いますが、無償貸し付けというふうにでございます。今、山本小が考えている川南町が直面している問題としまして、山本小におきましても、学校教育法の小学校設置基準というのがございます。それは、広さの規定がございます。それに関して見ますと、基準の4倍以上の面積でございます。ですから、確かに一部グラウンドのほうを、重なりますけど、その面積は十分な面積であると理解をしておりますし、先日、スポーツ少年団関係者との協議の結果、現在の機能は保持できるということで理解を得たところでございます。

また、地元を開けた施設ということでございますが、学校教育法に基づき、学校教育業務上、要事上、支障のない範囲ということで地域の方々に解放しているところでございますし、非常に貢献できていると考えております。

また、もう一つは、山本地区には農村公園もございます。今、感じているところにおきましては問題が発生しているとは聞いておりません。

最後に、地域に開かれたということですが、26年度からの建設になっておりますし、その都度教育委員会、そして学校、PTA関係、地域の方々と協議を進めていると理解しております。

以上です。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時03分休憩

.....
午後2時13分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員(内藤 逸子君) 町営住宅の整備についてです。

空き家になった住宅の管理はどうしていますか。

公営住宅の管理の適正化を図るために居住環境の実態を把握し、効率的な環境整備、維持補修等に努めるとしてはいますが、具体的にはどのようにされていますか。先日の監査報告書では一部環境整備の必要ありとの指摘がされていますが、伺います。

○建設課長(村井 俊文君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

空き家になった部屋につきましては、窓等をコンパネで全部仕切って人が入らないようにしております。それと、あと修繕の件でございますが、雨漏りがするところは瓦の乗せかえとか、あと本体の塗装、あと手すり等の補修等を計画的にやっているところでございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 老朽化が進む住宅の質的向上及び居住環境の改善整備を計画的に実施するとしてはいますが、実際には下水道にはつないでなくて除外されていますし、トイレの水洗化はどのように考えておられますか、お尋ねします。

○建設課長(村井 俊文君) トイレの下水化は、今のところ家も老朽化をしております。それで、整備には多額の費用がかかりますので、今のところ水洗化というのは考えておりません。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 建てかえ事業は進めていけませんので、「入りたくても入れない」現状にありますが、一番長く待っている世帯はどれぐらい待っていますか。

急を要する方は17戸と言われましたが、28年度までは待ってくれということでしょうか、伺います。

○建設課長(村井 俊文君) 今、一番長い方が平成16年の5月に新橋とひばりが丘、この人が一番古い状況でございます。

○議員(内藤 逸子君) その方は、もう28年度に建てかえが終わるまでは待っておるということになるのでしょうか。

○建設課長(村井 俊文君) 今の人は、自分が入りたいところは新橋とひばりが丘1になっ

ています。その後、待機者、比較的新しい待機者が大体43世帯ですか、が比較的新しいところですね。あと17世帯が古いところを出水とかさざんかとかを希望されております。

それで、今、桜ヶ丘住宅2のほうに平成27年度に建てかえということで計画を進めております。(発言する者あり)議長。(発言する者あり)これは、個人からの希望なんですよ。そして、その桜ヶ丘住宅は申し込みを受け付けていませんので、そこに入られるかどうかはちょっとわかりません、それは。

○議員(内藤 逸子君) 住まいをめぐる問題は、経済の低迷、人口の減少など「少子高齢化」といった世帯構造の変化の中で、川南町も高齢化、貧困が進んでいます。また、大地震や大災害がいつ襲うかもしれないという現状のもとで、年金受給者など低収入者でも入居できて安心して暮らせる高齢者向け町営住宅の整備のみならず、低所得の若年層への支援は考えておられますか、伺います。

○建設課長(村井 俊文君) 桜ヶ丘住宅につきましては、1階部分を高齢者の入居と単独の入居ということを考えております。

○議員(内藤 逸子君) 3.11大震災後、国民の防災に対する関心も広がっています。災害に強い住宅づくりを要望しまして次に移ります。

2点目ですが、情報開示について伺います。

地域密着型グループホームの定款及び収支報告、財産報告など諸報告資料の情報開示を求めたところ、定款に関してはいただきました。しかし、収支報告書、財産報告などについては、保存資料はありませんということです。管理、補助など川南町が関連している団体ですので、今後は基準に基づいて町民に開かれた町制を要望します。答弁を求めます。

○総合政策課長(永友 尚登君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

これは、役場のほうでは総合政策課のほうの情報公開についての窓口になっております。それで、所管課が健康福祉課のほうであります。調査しましたところ、先ほど内藤議員がおっしゃられたようにグループホームの定款、この分については保存があるということなんです。言われました収支報告、それから財産報告については、それらの書類については保存がないということで、ないものについては公開できないということで、そういった通知を出しております。

役場としては、情報公開については、こういった法律ができておりますので、条例も定めておりますので情報公開については公正に公開できるように努めております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 3点目ですが、情報開示と関連しますが、介護事業所について伺います。

特に地域密着型のグループホームについては、市町村にその認可権が与えられ、運営についても立ち入り検査も含め、町に与えられた権限は大きいと思いますが、毎年どのような調査を行い状況把握をされているのか、伺います。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいま内藤議員の御質問にお答えします。

地域密着型サービスにつきましては、市町村が事業所の指定及び指導、監督を行うこととなっております。

この内容につきましては、先ほど町長が述べたように、2カ月に1度の割合で町並びに地域、包括支援センター職員が訪問いたしまして、運営会議——自主的に義務づけられております運営会議において、施設の状況把握であるとか、入所者の御意見とか、地域の御意見とかいろいろ伺って指導監督すべきところはそのときにおいて指導等をしておるところでございます。

また、2カ年に一度、外部評価、内部評価というのを提出する必要があるがございますので、これにつきましても各所から外部評価のほうに委託をいたしまして、それにつきましているいろいろとサービスの内容についてとか、各事業所の考え方であるとか、職務体制とか、そういう内容につきましてはの自己評価並びに外部評価等をされておられまして、その報告等を受けております。そういうことで、随時、監視をしているところでございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) グループホームで働く職員は、行政改革で大変少なくなっていますが、安全管理に関することなど、どこまで把握されておりますか。基準どおりの職員の配置はされておりますか、お伺いします。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 先ほど申しましたように、2カ月に一度の運営委員会並びに介護の認定とかでうちの嘱託職員等が伺った中で、またいろんな報告の中でそういう違法な行為があったという報告は受けておりませんし、そういうことで、先ほど町長が述べましたように基準法に反するような行為があつて指摘を受けたり反するということで指導を受けたりという報告も受けておりませんので、そういう行為はないというふうに認識しております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 職員の労働条件や時間外、残業時間など、残業の労働はどの程度あるのかわかっていますか、伺います。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 先ほど申しましたように、その時間外幾らありましたとかいう報告は、私どものほうには届いておりませんので、これにつきましては規定どおり執り行われているというふうに認識をしております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 平成24年3月をもって、介護職員処遇改善交付金制度は廃止され、ことしの4月から「介護職員処遇改善加算」として介護報酬に加算される方式に変更になりましたが、職員の処遇は下げないことになっています。職員に加算されているか確認されておりますか、伺います。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

介護報酬制度が24年度に変更したということは認識しておりますけれども、それが職員に正規に払われているかということにつきましては我々のほうでは把握しておりませんので、そういう先ほど申しましたように違反等がありましたら、そういう監査請求等が受けまして監査する義務はあるかと思っておりますけれども、そういう報告とか連絡は受けておりませんので正規に支払われているものというふうに認識しております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は、平成18年4月に創設されました。「地域密着型サービス事業」に位置づけられています。

川南町内に3カ所のグループホームがあります。そこに働く方々はお年寄りが大好きで笑顔の絶えない職場を誇りに働いています。町が認可した事業所ですので、町長、時には訪問していただいていますか、お伺いします。

○町長(日高 昭彦君) 回数的にはいろいろ平均してはいないと思いますが、必ず訪問はしております。

○議員(内藤 逸子君) じゃ、町長の感想をお聞かせください。

○町長(日高 昭彦君) 感想ですが、まず2つの点を感じております。

まず、そこで働く人々の処遇なり、そういう人たちの生活の仕方、それと当然、そこに入所されてます方々のことですが、まず感じるのは、やはり今、社会にとっていろんな形でそういう必要性が出てきている、そのためにそういう施設ができていると思っておりますので、我々としても、私もいつかは高齢者になるわけですから、そういう大事な部分については今後とも検討していくべきだと考えております。

○議員(内藤 逸子君) 行かれたときには、ぜひ職員を励まし、入所者の方に声をかけていただくと励みになると思うんです、働いている方は。よろしく願いしておきます。次に移ります。

去る9月議会において山本保育所等町立3保育所の廃止を内容とする保育所条例の改正がされました。統合場所用地に係る予算計上もされました。

しかし、私は反対討論を述べましたが、統合場所の位置も面積も決めず、譲渡の決議もされていません。また、山本小校庭でなければいけない説明もなく、議案提出権の乱用ではないかと指摘しました。

9月議会でも問いましたが、3地域の合意可能な候補地も取り組みについても答えはありません。いかがですか、お答え願います。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

場所につきましては、前回9月議会の現地調査の中でも申し上げたように、テニスコートの跡、これは当初の位置につきまして学校側、教育委員会サイドと話をした結果、テニスコート跡地のほうに譲渡すると、譲歩するということで話が確定しましたので、その関係で一部運動場のほうに張り出してくるということがございますので、面積につきましては現在の

ところ2,400平米程度ということで聞いております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 3保育所では、当局の要請に沿い、現在保育所入所者の住所分布図を調査しました。しかし、統合場所選定にどう生かされたのか。当時160人余の入所者の7割以上は川南小校区の乳幼児です。幼小連携のモデルなどと言われますが、本当に町の方針なら川南小と連携して追及されるべき課題ではないでしょうか。

山本地区について言えば児童館とか、町として可能な地域対策を検討すればよいのではありませんか。

町長は、9月議会で移譲先の会社方針を取り入れたのでないと答弁されました。では、どんな理念や利点で、町の調査とは違う山本小校庭を選ぶことになるのですか、お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） その点に関しましても、何度も申しますが、6月議会、9月議会、同じ答弁になりますが、まず3保育所の民営化ということで話を進めさせていただいております。そして、関係者との協議の上での決定でございます。

○議員（内藤 逸子君） 教育長にお聞きしたいのですが、統合保育所の設置場所について、昨年6月議会に山本小校庭利用の図面を公表されて以来、子どもは予定場所は学校教育にとってどんな場所なのか、現場の校長先生の意見など伺ってきました。

ことし3月転出された前校長先生は複式学級の懸念がなく、1人でも2人でも生徒数がふえるのが最大の願いと言われました。

譲渡先業者の学校敷地利用計画に対し、山本小では教室等から15メートルから40メートル離れるようにとの希望が出されました。町立小学校の敷地に民営保育所の併設について、また教育と保育の両立にはどんな制約や条件が必要なのか見解をお聞きいたします。

○教育総務課長（吉田 喜久吉君） 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

教育委員会の見解ということだと思っておりますが、前回の勉強会の中でも申し上げたと思うんですが、昨年5月定例委員会がございまして、その終了後に健康福祉課のほうから設置に関する説明がございました。

それで、昨年、現在、木村教育長が、まだ委員として同席されてなかったものですから、私のほうでちょっとお答えしたいと思うんですが、建物の位置等につきましては学校と十分協議を行って、学校教育に支障が出ない形で、必要であれば協定とかそういったことを結びながらやっていただきたいという意見がございました。

それと、あと今後小学校との連携で新たな教育とか地域活動に期待が持てるということも委員の中から意見が出されたというところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 学校教育と保育とは違うと思うんですね。学校の敷地内に、例えば川南小学校でいえば学童保育がありますが、学童保育ができたときに学校教育と学童保育は違うんだということで、学校は学校の意見があり、保育は保育所の意見があるけども、

子供自体は学校の中にいる以上はもう区別ができないので、騒いだりとかしていろいろ支障があったと聞いているんです、川南小の学童保育を発足した時点で。

だから、今回も山本小学校の中に保育所をつくるということは、学校は文部省管轄ですよ、そして、保育所というのは厚生労働省の管轄ですので制約というものはあるんじゃないかなと思うんですけど、そういうことは考えておられないんですかねって聞いているんです。教育長さんのお考えでいいんですけど。

○教育長(木村 誠君) 特別、その制約云々というのは、私たちはないというふうに思っているんですけども、10月に鹿児島の日置市にちょっと視察に行ってみりました。ここは、幼稚園が市にも同じ敷地の中にあって幼小連携、それからほかにも保育園と小学校の連携をやっているということで視察に行ってきたんですけども、いろんな形でうまくやっていました。

それから、北郷学院にも次の日、行って来たんですけども、ここは認定こども園なんですけど、まだ多分山本小に近いですね、並行して校舎と園舎がありますけれども、その場内、二十ぐらいしか離れていない状況ですけども、全くそういう騒いでうるさいとか、そういうことは全く聞きませんでした。

いろんな形で職員同士が連携をして、小学校が次の月の計画が出ますね、お互いに園長さんあたりが見えて連携しながら、お互いに行き来するような形ができていますので、そういう形を模索しながらいい方向でいくように、とにかくよりデメリットを少なくしてメリットが多くなるような形を、運営をそれぞれの小学校、それから園のほうにもお願いをしていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 地方自治法238条の4項には行政財産の管理及び処分について定めています。これには抵触しないのでしょうか。普通財産に変更するから問題ないと説明を受けてきました。抵触しない根拠を示してください。簡単に普通財産に変更がされるものですか、お尋ねします。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

現在、9月で承認いただいた分筆費用の予算ですね、これを使いまして分筆をやっているところがございます。それが終了次第、普通財産のほうに返しまして、そこから貸し付けという形になろうかと思えます。法的には、特段違法ではないというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 行政財産の管理処分については、この地方自治法の238条の4項では、行政財産というのは譲渡したりしてはいけないとなっておりますよね。では、していいという根拠は何条にあるんですか。それを聞いているんです。根拠をお願いします。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほど申し上げたように、これは譲渡ではなく貸し付けということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 貸し付けがないのかな。濟いませぬ、行政財産の管理及び処分という238条の4項で私は聞いているんですが、これには抵触しないということいいんですね。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、教育財産から普通財産にかえて貸し付けをするということでございますので、抵触はしないというふうに考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 濟いませぬ、何べんも言いますけど、行政財産は次項から第4項までに定めるものを除くと書いてあって、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、そんなものはできないと書いてあるんですよ。貸し付けることもできないと書いてありますけど、どうなんでしょうか。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) それは、行政財産であれば、それは抵触すると思うんですが、これはあくまでも普通財産にかえてからの貸し付けということになりますので抵触はしないというふうに考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 普通財産にかえることはできないんじゃないんですか。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午後2時42分休憩

午後2時43分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○総務課長(諸橋 司君) 内藤議員の御質問にお答えします。行政財産については、議員の言われるように貸し付け、譲渡はできませんけど、これを行政財産から普通財産にかえてですね、それを貸し付けするということができます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) それはどこにかいてあるのか、私に教えて頂きたいです。

○総務課長(諸橋 司君) 内藤議員の言われる地方自治法238条の4の第7項、行政財産はその用途または目的をさまたげない限度において、その使用を許可することという条例がございますので、無償貸付はできるものと考えております。

○議員(内藤 逸子君) テニスコートと生徒の実習園に園舎と中庭を設け教室棟に8メートルまで接近する計画です。それでも現在の3つの保育所で合計7,000平方メートルの用地に対し、2,300平方メートル余の面積です。事業者は当面2階建て、またそれ以上を考慮するのは必至です。緑豊かな山本小の教室棟の南東部の視界はさえぎられます。戦後、山本小周辺

開拓者の配分地を提供し、校舎の改築、校庭の植樹、卒業生の記念碑等で今日の山本小の豊かな教育環境が出来ています。教育長、大事に保持する考えはありませんか。いかがですか。

○教育長(木村 誠君) 友愛社と話をしておりますけれども、移せるものについては移設をするかあるいは今回テニスコートから南にということですので、多分そこにはかからないと思います、設置されている物については、ですけれども、ある程度移設しないと個別に引っかかるものも出てくるかと思っておりますけれども、そのまましてるということではなくて、移設をするという形は話をしています。

○議員(内藤 逸子君) 何を移設するんですか。お尋ねします。

○教育長(木村 誠君) 今申し上げましたように、記念碑が設置されておりますよね。それ等についてはもし移設しなければいけないような状況であれば移設します。記念碑です。

○議員(内藤 逸子君) 運動場についてはどうですか。100メートル直線コースと、1周200メートルのコースを有する中心部と鉄棒、野球バックネット、サッカーゴールなど生徒の体育と自主活動、地域に開かれた場所として活用されています。その運動場の中で、どの場所なら不要地として部外者に譲渡してよいと考えますか。

○教育総務課長(吉田 喜久吉) 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。町長の方から冒頭答弁したかと思うんですが、バックネットにつきましては以前少年団関係者、育成会等とも話をしましてですね、移設可能な限り移設をするということでご理解をいただいたところでございます。鉄棒の一部も移設をしないといけないんですがこれは学校側と協議をしまして、学校と一緒にするような形で移設をしたいという風に考えています。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 昭和50年代まで運動場北側スタンド沿いには町道、山本西、山本線や地域住民が山手線県道につながっていました。山本小用地を提供した住民が農道として利用していましたが、その関係住民の協力を得て学校敷地内の道路の廃止をしました。そんな経過を経て今の野球バックネットや運動場通用口もできているのです。その野球バックネットや体育施設、運動場通用路について学校教育や地域住民への開かれた場所として保持されるべきと考えますが、教育長いかがですか。

○教育長(木村 誠君) 私も実際行って見ておりますけれども、今、バックネットが3つですよ、そこからレフト線を見たときに、ものすごく遊具が近いですよ、登り棒とか鉄棒とかですね。逆に私は、少し前に出た方がスポーツ少年団活動の安全面ですね私はプラスだと、今の位置の方がレフト線にフライが上がった時とうは子供が追いかけて行ったりにした場合に、かえって私は危険だと、だから少し前に出せばそれだけレフト線のフェールの部分が広がりますので、そっちの方が私、安全上はメリットがあると思っています。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 町長に伺います。山本小学校は地域住民が戦後開拓配分地の一部を提供され、その通用路であった運動場内の道路を学校専用地に提供されました。そんな経過も無視し、教室等の隣接地やそこが駄目なら運動場が広すぎるとばかりに野球バックネット

トや鉄棒等、体育施設を移動するというのです。10月26日、山本スポーツ少年団、山本ソフト愛好会の連盟で町長に「山本小校庭への民営保育所設置計画の変更を求める要望書」を提出しています。対応した町の担当課では町の計画が優先するとの見解を述べたそうです。町長の対応はいかがですか。

○町長(日高 昭彦君) 冒頭の答弁でお答えさせていただきましたけど、少年団関係者との協議は、先日終わっております。ご理解をいただいたと思っております。

○議員(内藤 逸子君) 9月議会では正式に譲渡図面は公表されず、バックネットの移動を目的を一方的に述べただけで、決して承認されたものではありません。ホームベースからライト線は70メートル、若者の打球は境界フェンスを越して県道に飛び込みます。それでも、2面使って行きます。スポーツ進行を進める町長なら山本地域住民が、野球バックネットを少しでも動かさないでほしいというという気持ちはお分かりだと思います。

町民の心に強く届く答弁を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 先程もお答えさせていただきましたけど、まず山本小学校が何のために存在するか、それは当然小学校の児童のためでございます。そして、規程の範囲内において住民の方にもお貸しできるというふうなことでございますので、その件はご理解をいただきたいと思っておりますし、そういう協力もさせていただいておると認識しております。

○議長(山下 壽君) 次に児玉助壽君に発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 通告に従い、尾鈴土地改良区に関する行財政運営及び公益性について質問をいたします。

公共事業の受益者負担金は、公共事業で利益を受ける個人や団体が事業費の一定割合を負担する制度であります。にもかかわらず、町は尾鈴土地改良事業において受益者負担を肩がわりしています。その是非について、次の6点伺います。

1点目、給水栓設置費4,100円は、受益者の負担割8.3%に基づく負担分であり、開栓、閉栓にかかわらず、設置事業費の財源の一部として受益者が県に支払う負担金であるのにもかかわらず一度も開栓手続をしない。給水栓設置費の受益者負担分4,100円を町が負担する具体的根拠及び財源根拠を伺いたい。

2点目、確約書により、開栓手続をしないと経常賦課金の負担義務が発生しない仕組みになっているが、土地改良法等法令及び土地改良区の定款等における文書をもって、その具体的な根拠を伺いたい。

3点目、土地改良区は開栓、閉栓問わず、常時かんがい用水を通水できる状態に関連施設を維持管理運営する役目を担っており、その運営費に充てるために組合員に経常賦課金を課していますが、その負担義務のない閉栓受益者も組合員なのかを伺いたい。

4点目、尾鈴土地改良区はかんがい事業により利益を受ける農家、法人等で構成されている利益団体であり、その給水栓同意者1,342名に定款24条で定めた経費負担割を算定し経常賦

課金を課せば、改良区の運営費の不足が生じることはあり得ないが、組合員が負担すべき不足分を員外町が助成する根拠及び公益性を伺いたい。

5点目、経常賦課金を納付する開栓受益者より納付しない閉栓受益者数のほうが多くなっており、土地改良区の運営の破綻が危惧されるが、町が運営費不足分を助成しなかった場合、破綻するのか、また破綻したときの対応策を伺いたい。

6点目、生産性の見込めない開栓担保のない給水栓を設置するために、町は町債、すなわち借金約2億2,000万円をし、年金利約220万円相当を払ってまでも閉栓受益者の負担義務助成しているが、その根拠及び公益的メリットを伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。6点ほど質問をいただきました。順番に答えさせていただきます。

まず、開栓給水栓4,100円の支出する根拠及び財源についてでございますが、これは平成23年2月9日の制定の川南町県営土地改良事業給水栓等分担金徴収規則第4条に基づき徴収するものでございます。財源につきましては、一般財源でございます。

2点目の、栓をあけていない閉栓受益者に経常賦課金の負担義務が発生しない根拠はというお尋ねでございますが、これは知事が認可いたします尾鈴土地改良区定款第24条の規定でございます。その規定には、かんがい施設を利用して営農を行う農地に賦課すると規定しており、閉栓をしている者、給水栓を設置していない者には賦課をしないという根拠でございます。

3番目に、負担義務のない閉栓受益者を土地改良組合員とする根拠はということでございますが、これは土地改良法第11条の規定でございます。その規定には、土地改良法3条の資格を有する者と書いてありますが、これは、土地の所有者または耕作者は水を使う、使わないう関係なしに全て組合員となることとなっております。その規定に基づいております。

4番目、土地改良区運営不足分を町が負担する、行政が助成する根拠は何かということでございますが、これは平成8年12月19日制定で、平成21年に一部改正をさせていただきました川南町国営尾鈴土地改良事業の施行に伴い、設立される土地改良区の助成に関する条例に基づいてございます。毎年、予算審議の中で、予算の範囲内での助成でございます。予算案を示して、また運営の不足分の範囲内での助成でございます。

5番目、助成しなかった場合、土地改良区の運営は破綻するのか、その対応策はということでございますが、極端に破綻ということではございませんが、やはり助成をしなければ土地改良の運営が立ちいかななくなるということは予想できます。そういう状況を招かないために、条例に基づく助成は必要であると考えております。

土地改良法第36条に経費の賦課という規定がございますが、これは負担運営費の全てを組合員が負担しなければならないという義務の規定ではなく、賦課することができるという規定でございます。実際、多くの土地改良区で運営費の一部を国、県、市町村等の補助金で賅っております。

最後に6番目の質問でございますが、町が開栓受益者の負担義務を助成する公的メリットはあるのかということでございますが、町の先ほど申しました分担金徴収条例に基づきます分担金徴収規則の中に、水を使用して初めて受益が発生するということを規定しております。本町の基幹産業であります農業において、水は欠かせないものであると認識しております。

将来において、現在の所有者、もしくは将来にわたって使うかもしれない人々を含んだものと理解しておりますし、補助事業、全ての事業が終わった場合、水が欲しいという要望が出されましても全て自己負担となることでございますので、現在の需要があるうちに先行投資という形で給水栓の設置を行うということは、本町の将来にわたって経費支出が最小限で済むということにつながり公的メリットがあると考えております。

以上です。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。5分間休憩します。

午後3時03分休憩

.....

午後3時08分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員(児玉 助壽君) 一般財源じゃから右から左に向け使われるような発言じゃったけど、一般財源が農業債も入っとるわけじゃろ、充当しとるわけじゃろ。全部が全部、一般財源じゃできんはずじゃ、これは。農業債が充当されとるかいよ、右から左に使えんとやがね。この、町長は何か勘違いしとらるがよ。この8.3%は受益者が県に支払う金じゃかいよ。町は出すことはできんとやがね、これは、事業費の一部として。これは、一時立てかえて一括で支払うことはできるかしらんけどよ、その後回収せなんとやがね、回収しとんね、閉栓の部分。

○農村整備課長(横尾 剛君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

町が県に支払いをするということでございますが、これは土地改良法第91条の1項の規定により分担金の支払い方法ということで、土地改良区を始める前の概要広告にこれを載せておりまして、その中で3条に規定する支出を有する者に対する分担金の徴収にかえて川南町から徴収する分担金に相当する部分の費用を宮崎県に支払うということで、概要広告にうたっております、これに基づきまして川南町は経営事業の18.3%分を県に支払っているということでございます。

○議員(児玉 助壽君) 課長、町の負担分は10%じゃったがね、農家の負担分8.3%は受益者負担分になっと。当然、事業を行うときには歳入見込み額として歳入に上げにやならんとやがね、違うね。

○農村整備課長(横尾 剛君) 再度御質問にお答えいたしますが、概要でそのように定めておりますので、一応支払いはいたします。その後、受益者の8.3%分は負担をしていただくということで、今でも給水栓が開栓したところ、それから散水施設を設置したところから

は、その8.3%分の負担というのはいただいておりますのでございます。

○議員(児玉 助壽君) 開栓で、閉栓で、これ回収せなならん金だろ。

○農村整備課長(横尾 剛君) 再度お答えいたしますが、給水栓の開栓をしたところから負担をいただくということで、川南町県営土地改良給水栓等分担金徴収規則を定めておまして、取らないというわけではございません。その中、開いたところから徴収をするということにいたしております。

○議員(児玉 助壽君) 取らんちゅうのは書いちゃねえっちゃかい、徴収規則にのっとって取らないかとやろ、取らんかったら事業は進捗できんとやがね。歳入財源がなくて、どうやって仕事すつとね。

○農村整備課長(横尾 剛君) 児玉議員の御質問に再度お答えいたしますが、給水栓設置につきましては同意をいただいたところに設置をするわけですが、その給水栓の開栓、閉栓というのは受益者に任せておるところでございます、川南町は先行投資という形で設置をするということにしておりまして、その先行投資をした給水栓のところは、あいたときにいただくということで規則で定めておりますので、そのような方法で私たちは徴収をするということにしているところでございます。

○議員(児玉 助壽君) 課長、いい加減な答弁しよるが、先行投資ちゅう事業はねえど、川南町には。先行投資するとやったらよ、歳入歳出のよ、根拠、条例、規則のよなつをくらんなよ、できんはずじゃが先行投資は。何を言つとつとかよ。できるか、総務課長、おまえ財源の何のこつ知つとるが、できるはずはねえはずじゃろうが。

○農村整備課長(横尾 剛君) 再度、児玉議員の御質問にお答えいたしますが、これまでも、このような形で県営事業が平成13年度にスタートしておりますが、ずっとこのような形で整備をしているところでございます。これは、毎年の県に納める負担金額等、議会に御提案をいたしまして決議をいただいて、そのように推進をさせているところでございます。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) そりゃ根拠になつたらんじゃねえかって、根拠には。ちゃんと文書をもって、示してくれつて。先行投資ちゅう事業があつと、川南には、町長も先行投資つていうたが、先行投資という事業があるね川南に。

○町長(日高 昭彦君) 先行投資というのは、その意味のままでありますので、将来必要であるということで先に投資をするということでもあります。事業はございません。

○議員(児玉 助壽君) ねえ事業を上げたらいかんどがね、先行投資すつとやったらよ、歳入歳出の根拠をつくらんなら先行投資はできんはずよ。できる、総務課長、監査委員も。条例持つてけ、条例を。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午後3時17分休憩

午後3時19分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○農村整備課長(横尾 剛君) 給水栓を設置する後、畑は川南町の優良農地で土地改良の受益地に入っております。この土地に対して同意をいただいたところに設置をするということでございますので、その設置について給水栓の徴収につきましては、川南町県営土地改良事業給水栓等分担金徴収規則に基づいて、あくまでも徴収をしていくということで私たちは進めておるところでございます。

先行投資は、先ほど申しましたが、この規則で設置したところにつきましては徴収をしていくということでございます。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 規則の根拠、徴収規則の根拠を示せて。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午後3時20分休憩

午後3時25分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○農村整備課長(横尾 剛君) 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

分担金につきましては、県営土地改良事業分担金徴収条例に基づきまして徴収をするということでございまして、この7条に委任がされておりました。規則を町長が別に定めるといふことで、あとは先ほど私が言いましたように川南町県営土地改良事業給水栓等分担金徴収規則に基づきまして徴収をしているというところでございます。

○議員(児玉 助壽君) 7条に町長が定めるとあるのに、定まっとらんじゃないか。取らんでええちゅう規則はねえど。2条が主なつやろがこら、この給水設置すつとには、この受益者の地内の3条資格者の同意のもとによるもんじゃかいよ、もう同意したらもう負担金が払わならんごとになつとったわね。何か、開栓じゃろうが閉栓じゃろうが、給水設置したら受益者負担分8.3%4,100円払うとがもう一般常識的な考えになるわけじゃろ。非常識なことばかり言いよるがや、この設置給水栓が誰の所有物になつとね。

○農村整備課長(横尾 剛君) 給水栓の所有と申しますか、給水栓は土地改良のものでございます。

先ほど、条例の話でございますが、徴収条例で基づきまして取るようになっております。でも、それを規則で徴収を、規則にしていますので規則の中で開栓をしたところから徴収をするという規則を定めておりますので、それで今徴収をしておるところでございます。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 規則より条例のほうが上位法になつとじゃろがね、課長。条例は徴収することなつとるかいは。規則だから取らんちゅうことはできんとやがね。どっちが上

位法ね、そしたら。

○農村整備課長(横尾 剛君) 児玉議員の御質問にお答えいたしますが、その条例で取るように、当然なっております、規則でその取り方を明記しておりますので、その規則に基づいて取っているところでございます。

ですから、全然取ってないというところではございませんので、徴収はしておるところでございます。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 取っとらんかったらね、取っとらんちゅうことはねえちゅうたがよね、課長。じゃ、何で250万円も以上の未納額があつとんよ。決算書に出さんとか、おまえら。そんな行政会計の仕方があつとね、総務課長。これは、あんたが一番かかわる問題じゃがよ、監査委員も。そういうことができると、行政会計で。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午後3時30分休憩

.....
午後3時33分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

○総務課長(諸橋 司君) 児玉議員の御質問にお答えをいたします。

分担金につきましては、先ほど農村整備課長が申しましたように開栓手続があつて初めて負担が発生することと理解をしております。

それで、県営土地改良事業分担金徴収条例の中に分担金徴収方法という規定がございます。第5条なんですけど、この中に、分担金は別に定める納入通知書によりこれを徴収するということになっておまして、川南町県営土地改良事業給水栓等分担金徴収規則の中に新規の開栓手続があつたときには給水栓使用手続規程に規定する給水栓開栓届書の写しを町長に送付するものとするということで、それから納入通知を行いまして、初めて調定を起こすということにつながるかと理解をしております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 総務課長、財政を預かる者がそんなこと言いよつたら笑われるぞ。保険に例えたら、病院にかからんかったら保険税を払わんでええちゅうことになるとど、この規則は。そういうことができるか。税徴収条例にこんな規則をつくって、病院にかからんかったら保険税を払わんでええちゅうことになつとぞ、それじゃつたら。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問ですが、これに関しては条例を定めた上で規則を定めております。よって、今言われる税収のこととは関係なく、こちらの条例及び規則でやっております。

○議員(児玉 助壽君) こげなつはね、町の税徴収条例を参考にしてつくっとつとやがね、何もかんも終わってしまうがね。税金払わん者が出てくるよ。じゃから、保険税の徴収率が悪るなっとこんなことすっかい。これは、農村整備課長、4,100円がよ、こら払えん金額じゃとね、農家は。

○農村整備課長(横尾 剛君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

1期4,100円という数字なんですけど、払えないことはないと私たちも思っておりますが、規則で定めておる徴収の方法をとっておるところでございますので、そのような徴収方法を、今させていただいているというところでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この農業債は、これ一般会計債になるわけじゃろがね。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午後3時38分休憩

.....
午後3時40分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○農村整備課長(横尾 剛君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

起債につきましては、事業費の10%起債できるということでございまして、その10%の充当先はどこかというのはいちよと明確にどこのこととはございませんが、県営事業全体に係るものでございますので、それが給水栓に行っているのか、そのどこに行っているのかというのはいちよと私たちが答えるわけには、残りの9割は一般でやっているというところでございます。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 10%でん、20%でん町債が入ったたらよ、これは、この町の行財政運営にやガイドラインがないとね。

○総務課長(諸橋 司君) 財源のガイドラインは特にございませんけど、各法令、それから予算を議会に提案するというところで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) これは、平成24年度の地方債事業別運用方法で、これ運用要綱簡易協議手続関係ちゅうとがあつてよ、国営及び都道府県県営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、ガイドラインにおいて地方公共団体が負担すべきとされる額を対象としているとなつとるかいは。ガイドライン上、農家の事業費の4,100円が負担できんとやがね。

このことからして、閉栓受益者の事業費を先行投資でいいよるけんども、先行するためには具体的な財源の裏付けがない限り、歳出、つまり事業執行ができんわけだがね。それが、当該年度の町の行政会計であつてやがよ、したがって、このうちの予算じゃ、当初予算案、

補正予算案、一般会計決算書、そのどれをとっても、この閉栓給水設置事業費の受益者負担分が歳入として掲示をされとらんというのは、これ違法な支出になっちゃねえね、じゃかい。総務課長、監査委員、これ監査委員の得意とする分野じゃが、どげね。監査委員、答えんね。

○代表監査委員(三角 巖君) 児玉議員の質問にお答えしたいと思います。

この問題につきましては、現在進行中であります。監査委員がやる業務というのは、予算とか、あるいは事業計画、こういったものに対しては意見を差し控えろといったようなことがありますので、この問題については意見を述べることを差し控えさせていただきます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) こういう問題が起きたら、それを指摘すつとが監査委員の仕事であつてよ、答弁を控えつとが監査委員の仕事じゃねえがね。これは、こんげな財政運営して川南町はええっちゃね。

○総務課長(諸橋 司君) 先ほどの歳入の件なんですけど、当初予算に農業費分担金として41,000円計上いたしております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) だから合法かって、こういうことすつとは。(発言する者あり)

○総務課長(諸橋 司君) 議会の議決もいただいておりますので、合法と理解しております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 先行投資つちゅう事業で上がってきとらんから合法じゃねえどがていよつとよ。先行投資ちいいよるが、先行投資ち事業で上がとらんじゃねえね。

○町長(日高 昭彦君) 先ほど訂正させていただきましたけど、先行投資というのは外から見たらそう見えるということでありまして、そういう事業ではございません。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 町長ね、余りいい加減な答弁ばかりしよるが、6月がよ、ね、立てかえたとよ、6月の議会は。今度は先行投資。今度は何ちゅう言うとか知らんけどんがよ、ちゃんと事業名を上げんにゃ銭は出されんどがね。負担分は、もう決まつとつとやが、町が決めたつちやろ8.3%は、県と協議して、町が10%、で受益者は8.3%、国が60か、残りが県、ちゃんと決まつとつとや。国が、県の負担と町の負担と受益者との負担を出すと一緒じゃがね、そりゃ。

現在、1回もこの開栓手続しておらんとがよ、給水栓設置数が538基あり、平成15年度からの累積未納額220万5,800円、その町民の血税が町の決算書から消えとつとやがよ。これ、公金運用する行政の会計として、適正な会計処理がなされているのか、町長及び総務課長、もう監査委員にも聞きたい。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、土地改良法に基づく条例を制定し、その条例に基づく規則でやっておりまして、ただいまの御指摘のは開栓手続をとった

方についての徴収でございますので、未納とは理解しておりません。

○議員(児玉 助壽君) 何回言わすつとね、条例が上位、規則は下になつとやがね。上が通用すると下は通用せんと、何ぼ裁判してん、こげなことしよったら保険、病院に行かんかったから保険税払わんでええちゅう規則つくつとつと一緒やね、これは。

今の現行の開閉栓方式を町長は9月議会でも見直すことを否定されたけど、そのため制度上、閉栓受益者に対して分担金納入通知書、督促状を送付していないことや、開栓手続する担保がないために、これは220万5,800円回収できとらんとやがよ、ちゅうことは、これは今までしよったら回収できへんかこれは、町は損害をこうむるこつなつちよがよ。これ、誰が弁償すつとね、そげなつた場合は。

○町長(日高 昭彦君) 何度も申しておりますが、それは未納とはみなしておりませんので、開栓手続をした人に通知をするということで、条例及びこの規則で定めたとおりにとり行っております。

○議員(児玉 助壽君) なら誰が損害こうむるんか。

○町長(日高 昭彦君) 規定どおりに行っておりますので、損害という認識はしておりません。

○議員(児玉 助壽君) 規定どおりやつとるか、こげな累積未納額が上がつとつとやろう。それも決算書に載つとらんとよ。誰が責任とって、これを回収すつとね、担保もねえとに。

○副町長(山村 晴雄君) 今の未納の問題でございますけども、未納というのは、この規則で、条例で分担金を取るということに、徴収するということになっておりまして、規則で新規の開栓手続を届け出があったとこに納入通知書を送ると。それで、調定というのが発生します。調定に対して未納であれば、その分は滞納と、未納ということになりますけども、その調定をしてない段階で未納ということはありません。

○議員(児玉 助壽君) 何べん言わすとか知らんけんども、条例の方が上じゃと規約はへの突っ張りにもならんとやがね。最終的に、この損害、町民がかぶつとかもしれんけんども、そうはさせんけどね、俺は。

この2点目の、この尾鈴土地改良区の土地改良法や定款第4条で定めた事業を行い、その事業により利益を得る受益地内の給水栓設置同意者1,342名からなる受益者で構成されとるわけだわよ、その利益団体であったは。

したがってこの運営費について町長は、開けんな営農活動せんなら、とらんちいよるけんどもよ。給水栓を同意した時点からこれはもう負担金が発生して、負担義務のない組合員つうたらどこもおらんわね。運営費不足を、今まで370人を毎年しよるけんども、この補助財源、これ豊富にあつとね、この確保する根拠を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) 何度も申しますとおり、条例及び規則でございます。助成に関しましては、平成8年、そして21年の改正でしていただきました川南町国営尾鈴土地改良事業

の施行に伴い、設立される土地改良区の助成に関する条例でございます。その都度、議会で十分に審議していただいていると認識しております。

○議員(児玉 助壽君) その条例改正せん限りは、これは未来永劫助成していかならんちやがよ、何ぼかなるか知らんけど。ただ、今のような財源措置じゃよ。これはいかんはずじゃが、継続してやると、これは債務負担行為を起こさん限りは、毎年毎年継続して、これは財源ちゅうものが確保できんはずじゃが。さっき言うたごつ予算の範囲以内ちゅうのは、予算の範囲外の事情になったら、財政事情が厳しいなっとらんよ。これはもう、破綻するごとなるがよ。そこまで考えてしよっとね。

○町長(日高 昭彦君) 助成に、関する条例でございますので、毎年度、当初予算に上げさせていただきまして、その予算の範囲内において、並びに運営費の不足額の範囲以内においてという取り決めでやっております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この今、その栓を開けんかったら経常賦課金が発生しないちゅう根拠よね、法令とか免除規定があつとね。その文書で免除規定の文書示してもらえんどかい。

○町長(日高 昭彦君) 何度も申しますとおり、土地改良法に基づく条例、条例に基づく規則にのっとって施行しております、執行しております。

○議員(児玉 助壽君) その免除規定、免除規定がなかったら免除できんどがね。

○町長(日高 昭彦君) 規定どおりに行っておりますので、免除という規定もございません。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 免除規定がなかったら免除できんはずじゃが。

○町長(日高 昭彦君) 開栓手続をして発生すると規定しておりますので、規定どおりでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) いろいろメリット、いろいろあつたがよ。これが現状じゃつたがよ。これメリットになつとね。これは、4,100円払えん人が、これの圃場を整備して、末端の散水施設がつけられつと思うね。こういうとに金出しよつとやがね、町長。

開栓手続しない閉栓受益者を組合とする具体的な根拠はねえごちゃつたけどよ、その今、条例とか何とか。そしたら具体的根拠がなかったら町長が言う、その言うた、これは違法な選挙をして土地改良区設立したことつなつちやがよ。どんげ思うね。

○町長(日高 昭彦君) 土地改良組合員に関しましては、土地改良法第11条の規定に基づく組合員でございます。

○議員(児玉 助壽君) その3条資格者のこと言いよるはずじゃけど、3条資格者でんよ、ちゃんと義務を果たさんかったら組合員になれんとやがね、負担義務ちゅうと。漁協でん一緒じゃがね、漁協でん、ちゃんと資格審査つうとがあつてよ、ちゃんと負担せんな組合

員になれんとやがね、負担のねえ組合員がどこあつとね。したら、土地改良区そのものが運営できんようになるがね。全部、したら、この今開栓しとる組合員が閉栓したら土地改良区は潰れるよ。

○町長(日高 昭彦君) 土地改良法に基づく、第1条に基づく第3条資格でございますが、これは土地の所有者または耕作者であり、水の使用あるなしには関係なく全て組合員となることとなっております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) いろいろ言いよりやっただけんど、もうこれは破綻すつとは見えとっちゃけん。これは、ここ数年、年間372万円もの農家が負担するべき経常賦課金を肩がわりしとっちゃがよ。土地改良区の運営不足分を助成しとるにもかかわらず、町が。372万円使うち。平成22年、23年、24年の3年間で開栓しとった給水栓32基が閉栓の手続をしとるわけじゃが。

さらに、この経常賦課金については10アール当たり、普通畑で1,400円を2,200円に、果樹1,400円を5,000円に、茶防霜が3,400円を1万4,500円に、ハウスが3,400円を2万円に、今後理事会等に協議し総代会に図り、経常賦課金を値上げする段取りになつとっちゃがよ。

これ当然、町の財政圧迫はもとより、これは、今開栓しとる組の、組にもよ、これ経営を圧迫するこつになつちやが、これは。デメリットばかりでよ、この助成すつとが。公益的メリットはどこもねえじゃねえね。

○町長(日高 昭彦君) メリットに関しましては、将来農業をするであろう方々、将来の川南町の農業の姿を描いた後のメリットと考えております。

○議員(児玉 助壽君) その担保がどこんあつとね、どんどん人口が減りよつとん。そんげない加減なこと言うたらいかんがね。ちゃんと、給水栓設置すつとでんよ。ちゃんとその同意者の営農計画、かんがい施設を使つての営農計画、立てた人に給水栓つけるとならいけんどんよ、あんげなとんつけて何の、将来に何するちゅう考えんね。

○町長(日高 昭彦君) デメリットと考えるのは、将来水が使いたいと思われたときに使うすべがない、それが一番のデメリットだと考えております。

○議員(児玉 助壽君) 水がねえと農業ができんようなこと言いよるけん、今まで水がねえでんみんな農業してきとるがよ。水がねえして潰れたちゅう者は聞かんけん、ハウスで水使つて潰れたちゅう者は聞いとるがよ。そんげな、ええ加減なんしたらいかん。今、水を使わんような農業しよつとやがね。こんげな時代錯誤のことばかり言いよるわよ。

何が何やらわからんかったけん、これは今、先行投資って言いよつたけん、このかんがい施設使うち、水を使う営農して生産意欲がある農家に先行投資すつとなわかるけん、水使わんで生産性のないとこに先行投資しよつたがよ。この中、先行投資ちゅうたがそれを、この中身を疑いてえなるがよ。本当じゃつたら、生産意欲のある者に対して先行投資すつとが、その今、負担を軽減したり、助成すつとなわかるけん、生産意欲のない

者に対して助成するちゅうこと自体が、これはおかしいと思うが、農業政策が間違ふとると、どんげ思うね、これ。

○町長(日高 昭彦君) 農業政策についての御質問でございますが、大きな意味での国の農業政策について我々が論じる立場ではございませんが、川南町として考えた場合に、現在土地を所有している人、もしくは耕作している人は、そういう人も含めて、将来にわたってこういう耕作するであろう、保有するであろう人たちも含んでおると理解しております。

水の必要性、有効性については、今全国でそういう畑かんについての事業が着々と進んでおりますので、そういう成果が出ております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) かんがい施設を利用して、現在、営農活動を行っている人に給水栓を設置したばかりで、あのような状態になつとる人のために、それをいつでも通水できるごつ維持管理する運営費をその人どんが払いよつとやわ。そんな農業政策で将来があるな。営農活動くらい作物を生産し、社会に還元するという本来の目的を果たさないよ、閉栓給水栓を設置し、今後また設置するために事業完了時が現在の倍以上になると予測される受益者負担の累積未納額、また経常賦課金、これを真面目にしとるけん、その負担増も考えるわけじゃがよ。

この今の状況では、この助成金を助成せんでいいような方法を、例えばこの1,342人おるちやが、合わせて何ぼか、給水栓が2,400ぐらいになつとるかね、事業完了時には、2,400ぐらいになつとやわ。それ、広く浅く経常賦課金をかけちよ。で、水の使用量に応じて利用料金を取るようなふうにせん限りは、土地改良区はもう破綻するし、町の財政も圧迫することになるわね、今のままじゃ。絶対もうあく保障がねえっちゃかいね。ますますこれは、悪循環に陥るわね、その経常賦課金が上がれば、あける人はおらんじゃろ、あけとる人も閉めるじゃろ。と、また経常賦課金上がる、悪循環に陥るわね、今のままじゃ。抜本的に見直さなだめじゃがね、町長。見直す考えはねえとね。

○町長(日高 昭彦君) 今、議員の御指摘のとおり、本来目的を果たすべき姿を描きながら検討してまいりたいと考えておりますし、将来の農業についても期待をしているところでございます。

○議員(児玉 助壽君) そう思うとつたら、ちゃんとした施策をつくってこ、いかんによ、そんげ言うばかりで、6月からもう言いよつて、9月も言うたが、ちゃんと、この水を使うち営農活動ができるような事業計画、今の250万円か、二百何万円のその副町長は未納額じゃねえ、滞納額じゃてわけわからんこつ言いよつたですな、その回収策、回収努力、そんげな何も示してもらわん限りは、あんたが、何ぼ町長がよきれいごつ言うてんよ、通用せんわね。いつごろまでに、こりゃあ回収する考えんね、この二百二十何万か、五万か、この累積未納、してよ、ちゃんと責任とつて回収できるごつよ、決算書に載せなさいよ。そうせん限りは、いつまでも町民の目の触れんずつ未納額が残つて、これは最終的には600万円近くなる

よ。

○町長(日高 昭彦君) 先ほども副町長が申しましたように、これは徴収をしておりませんので未納額ではありませんし、その義務もないと考えております。

ただ、議員がおっしゃるように事業計画をしっかりと作って、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) もう、やめようと思うけれど、徴収しとらんちゅうことは職務怠慢じゃがね。職務怠慢以外何もねえよ、徴収せんちゅうたって徴収条例があつとん。職務怠慢じゃが、これ。

○町長(日高 昭彦君) 徴収する義務がないものについては職務怠慢とは理解しておりません。

○議員(児玉 助壽君) 本来、徴収する、徴収するのが面倒くさいから徴収せんだけのことであって、徴収すれば徴収できる金額じゃがね4,100円、41万円ちゅうたらなんじゃけど、4,100円払えん農業じゃったら種も何も買えんわね。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、金額の大小ではなく法に基づく条例、条例に基づく規則でのとってやっております。

以上です。

○議長(山下 壽君) 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後4時12分閉会
